

閲覧用

# 中井町地域福祉総合プラン2025 (素案)

第4次中井町地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画  
第2期中井町生活困窮者自立支援計画  
第2期中井町成年後見制度利用促進基本計画  
第2期中井町自殺対策計画  
第1期中井町再犯防止推進計画

令和7年度～令和11年度



令和7年1月

中井町 ❤ 中井町社会福祉協議会



## 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 地域福祉とは	4
3 地域共生社会とは	5
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	9
6 計画の策定体制	10
<b>第2章 地域を取り巻く現状と課題</b>	<b>11</b>
1 中井町地域福祉総合プラン策定後の国の動き	13
2 統計データからみる現状	16
3 アンケート調査からみる現状	25
4 中井町地域福祉総合プランの評価	40
<b>第3章 中井町地域福祉総合プラン 2025 の基本的な考え方</b>	<b>41</b>
1 計画の基本理念	43
2 計画の基本視点	44
3 計画の基本目標	45
4 福祉圏域の設定	47
5 施策体系	48
<b>第4章 施策展開</b>	<b>49</b>
1 みんなで支え合う地域づくり	51
2 安心してサービスを利用できる地域づくり	63
3 きめ細かな課題解決ができる地域づくり	73
4 安心・安全に暮らせる地域づくり	84
<b>第5章 第2期中井町生活困窮者自立支援計画</b>	<b>93</b>
1 支援につながる孤立しない地域づくり	95
<b>第6章 第2期中井町成年後見制度利用促進基本計画</b>	<b>99</b>
1 一人ひとりの権利が十分に守られる地域づくり	101
<b>第7章 第2期中井町自殺対策計画</b>	<b>105</b>
1 不安を抱えた時にも支え合える地域づくり	107

<b>第8章 第1期中井町再犯防止推進計画</b>	<b>111</b>
1 再犯防止の理解を深める地域づくり	113
<b>第9章 計画の推進体制</b>	<b>117</b>
1 計画の普及・啓発	119
2 計画の進行管理と評価	119
3 パートナーシップの構築	120
<b>資料編</b>	<b>121</b>
1 計画策定の経過	123
2 計画策定の組織	124
3 委員名簿	125

# 第1章 計画の策定にあたって

---

- 1 計画策定の趣旨と背景
  - 2 地域福祉とは
  - 3 地域共生社会とは
  - 4 計画の位置づけ
  - 5 計画の期間
  - 6 計画の策定体制
-



## 1 計画策定の趣旨と背景

令和2年3月に策定した「中井町地域福祉総合プラン」（以下「総合プラン」という。）では、基本理念として「きらりと光る地域の絆～人と人との結びつきが生まれるまち 中井～」を掲げ、個人の多様性を認め合い、相手の立場を理解し、優しさを実践できる地域社会を築いていくために、さまざまな施策や事業を展開してきました。また、総合プランは、中井町（以下「町」という。）の地域福祉計画、生活困窮者自立支援計画、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画に、中井町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の地域福祉活動計画を加えた5つの計画を一体的に策定し、本町の福祉分野をリードする計画として位置付けられました。

この間、少子高齢化に伴う人口減少やライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症による影響などから、人々の暮らし方には様々な変化が生じています。近年では、独居の高齢者の増加や子の育児と親の介護が重なるダブルケア、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題、家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っているヤングケアラーなど、新たな福祉課題への対応が求められています。

地域においても、地域福祉活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなど、支え合いの機能が低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

国では、こうした課題を解決するために、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、よりよい地域を一体となって創っていく「地域共生社会の実現」を目指した取組が進められています。また、持続可能でよりよい世界を目指す国際的な開発指標であるSDGs（Sustainable Development Goals）による「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、地域共生社会の実現につながっており、本プランにおいては、成年後見制度の利用促進や生活困窮者の自立支援、自殺対策、再犯防止の推進に関する取組など、さまざまな生きづらさを抱える住民の課題解決に向けた取組を推進することが、SDGsの達成につながります。

こうした動きを踏まえ、町では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな「中井町地域福祉総合プラン2025」（以下「本プラン」という。）を策定し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

## 2 地域福祉とは

地域福祉の目的は、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになつても、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りをもつて、まちの一員として心豊かに生活を送ることができるようになることです。

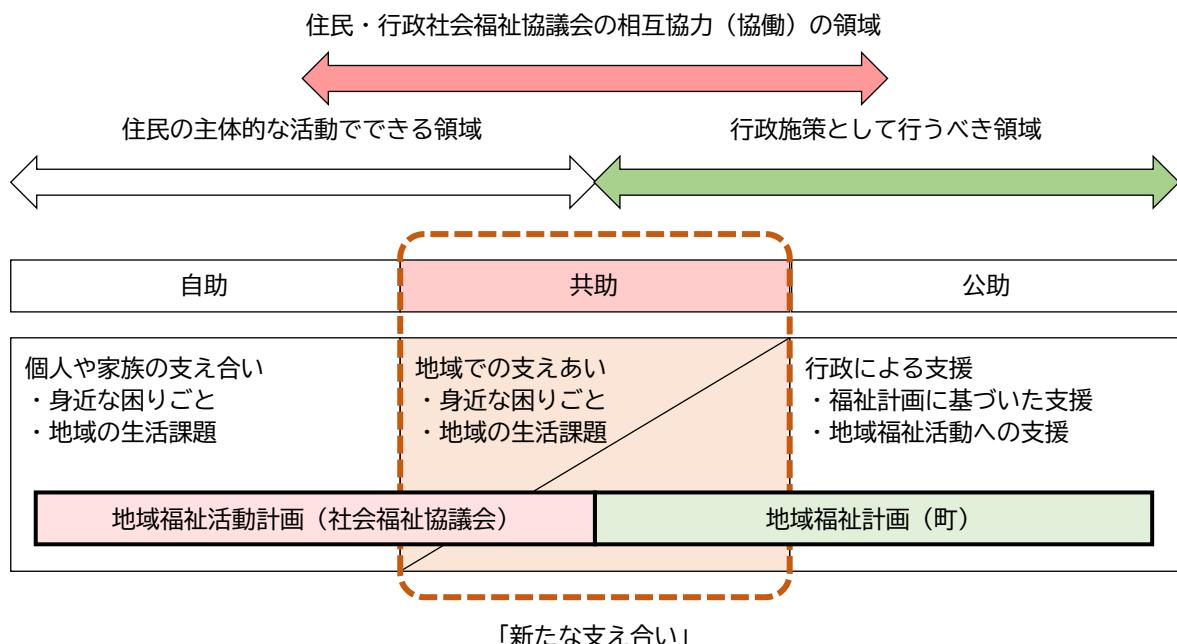
地域福祉を進めるためには、在宅での暮らしを支援するいろいろな福祉サービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや交流活動を盛んにすること、道路、公園、商店街等を誰もが利用しやすいものとすることなどが、とても大切です。

地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む町民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業にたずさわるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

このような、個人や地域で暮らす人々、さまざまな組織、そして行政との協働による一体的な展開が重要となっています。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなで「助け合い」、「協力する」この「自助」、「共助」、「公助」を踏まえた「地域の助け合いによる福祉」、これが「地域福祉」の考え方となります。

### ■自助、共助、公助を踏まえた地域の助け合いによる福祉のイメージ



### 3 地域共生社会とは

地域共生社会とは、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

本プランの策定にあたっては、複雑化・複合化している福祉課題に対して、町や社協のみで対応するには困難なケースが多くなっていることを踏まえ、町と社協、そして町民が力を合わせて地域共生社会の実現に取り組むことが求められます。

なお、令和2年6月の社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けて、既存の取組を活かしつつ、「分野や内容を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援と、それを支える「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の2つの事業を一体的に実施するものです。

#### ■地域共生社会のイメージ



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

## 4 計画の位置づけ

本プランは以下の6つの計画で構成されています。地域福祉活動計画を除いては、本町の策定する行政計画であることから、中井町総合計画を上位計画とする個別計画として位置付けられます。

### (1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上で基本的な方向性・理念を明らかにする計画です。また、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置付けられています。

### (2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定により、民間組織である社会福祉協議会が地域福祉の推進を目的として策定する行動計画です。地域福祉計画と連動して、地域住民の主体的な参加のもと、自主的・自発的な活動を行う地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などが連携して地域福祉活動を具体的に進めていくための、「共助（住民活動）」の必要性をより明確にしたものです。

### (3) 生活困窮者自立支援計画

生活困窮者自立支援計画は、生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえて策定する計画であり、本町における生活困窮者の自立支援に関する各種の取組に関する方向性を定めたものです。

### (4) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、制度利用の促進に関する施策を推進していくための計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画です。

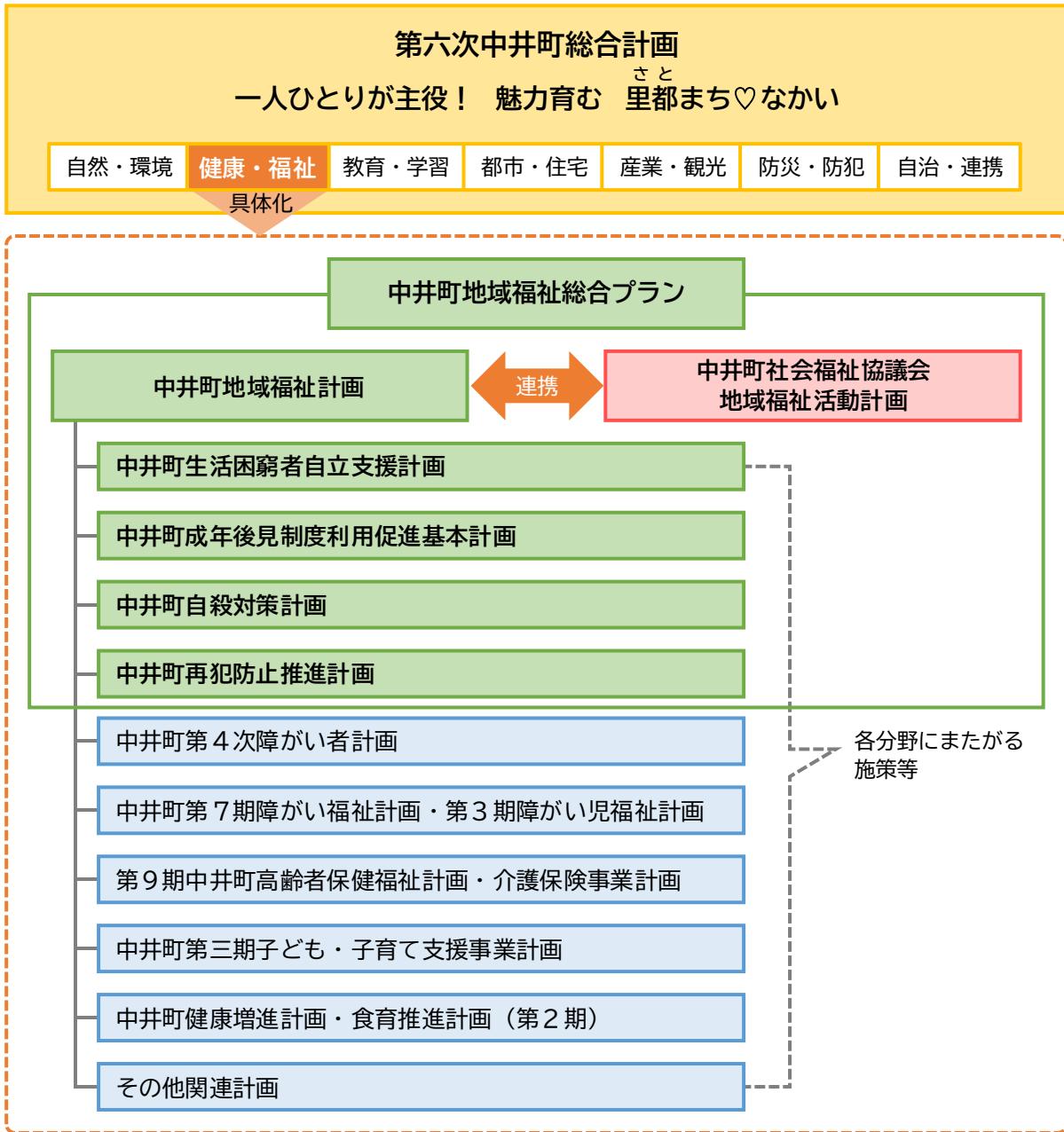
### (5) 自殺対策計画

自殺対策計画は、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画であり、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画です。

### (6) 再犯防止推進計画

再犯防止計画は、再犯の防止等に関する施策を実施するための計画であり、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画です。

## ■他計画等との関係



### ★地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、言わば車の両輪です。これらが一体となつて策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものとの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

## (7) SDGsとの関係性

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、地域福祉がこれまで進めてきた歩みや地域共生社会の実現につながるものであり、本プランにおいても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

### ■持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)



資料：外務省「JAPAN SDGs Action Platform」

### ■本計画に関連するSDGs



## 5 計画の期間

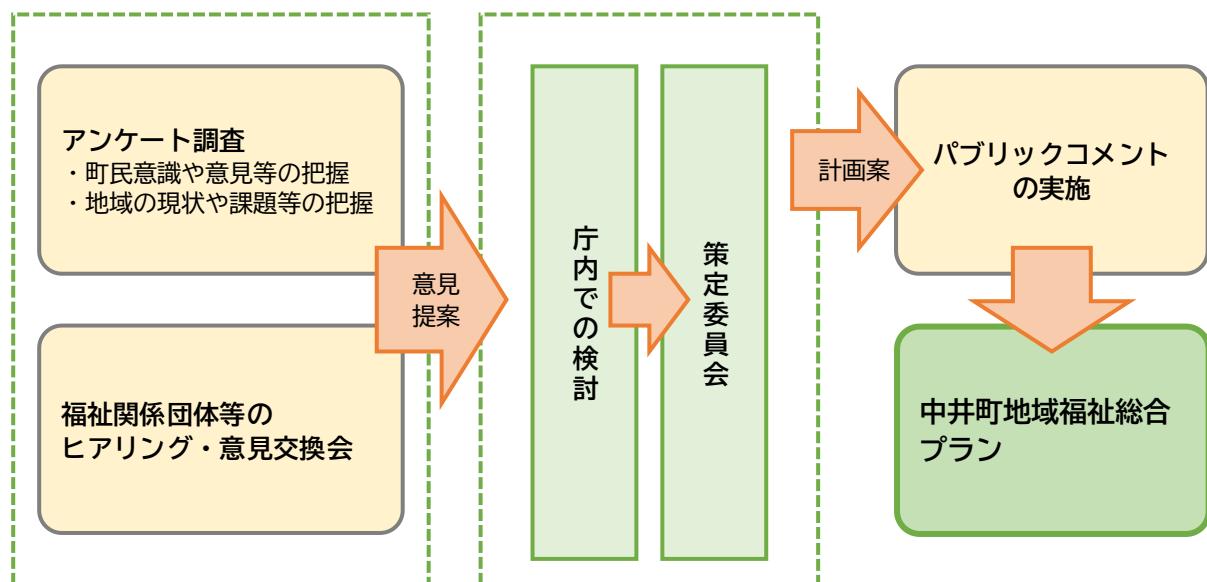
本プランに位置付けられた各計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年とし、毎年度の進行管理を踏まえ、国や神奈川県、町の総合計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行います。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
中井町地域福祉計画	見直し	第4次計画									
中井町地域福祉活動計画	見直し	第7次計画									
中井町生活困窮者自立支援計画	見直し	第2期計画									
中井町成年後見制度利用促進基本計画	見直し	第2期計画									
中井町自殺対策計画	見直し	第2期計画									
中井町再犯防止推進計画	策定	第1期計画									
中井町障がい者計画		第4次計画									
中井町障がい福祉計画・障がい児福祉計画		第7期計画 第3期計画									
中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第9期計画									
中井町子ども・子育て支援事業計画	策定	第3期計画									
中井町健康増進計画・食育推進計画		第2期計画（令和5年度～令和14年度）									

## 6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町民の地域や地域福祉に対する意識を把握するためのアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）を実施するとともに、福祉関係団体へのヒアリングや意見交換会を行いました。また、庁内において課題の整理、方策の検討を行い、公募町民や地域で活動する団体の関係者で構成された策定委員会で計画案を検討し、パブリックコメントにより、広く町民の意見を募り、策定しています。

### ■策定体制のイメージ図



## 第2章 地域を取り巻く現状と課題

---

- 1 中井町地域福祉総合プラン策定後の国の動き
  - 2 統計データからみる現状
  - 3 アンケート調査からみる現状
  - 4 中井町地域福祉総合プランの評価
-



## 1 中井町地域福祉総合プラン策定後の国の動き

### (1) 社会福祉法の改正

地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実に生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが求められており、こうした考えのもと、令和2年に「社会福祉法」の改正が行われ、令和3年4月から施行されています。

改正内容としては、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行うこととし、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができるなどが規定されています。

### (2) 災害対策基本法の改正

昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された「災害対策基本法」は、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、様々な規定を置いています。

令和3年5月には、令和元年の台風第19号等を踏まえて大規模な法改正が行われており、改正内容としては、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難勧告・避難指示の一本化や個別避難計画の作成、災害が発生するおそれがある段階での国の災害対策本部の設置などとなっています。

個別避難計画の作成にあたっては、市町村が主体となり、防災関係者だけでなく福祉関係者等も含めて作成することとされています。また、福祉避難所に直接避難することは従来認められていませんでしたが、個別避難計画を作成する段階で避難先を明示することとされています。

### (3) 成年後見制度の利用の促進

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）は、成年後見制度の利用促進について、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針やその他の基本事項を定めること等により、施策の総合的かつ計画的な推進を目的としています。

市町村は、国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力することとされており、令和4年3月に策定された国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を踏まえた計画策定が求められます。

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとされています。

#### (4) 再犯の防止等の推進

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)は、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、令和5年3月に策定された国の「第二次再犯防止推進計画」の内容を踏まえた計画策定が求められます。

第二次再犯防止推進計画では、これまでの方向・視点を踏襲し、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようになりますことで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することとされています。

#### (5) こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月から施行されています。また、それらを推進するための「こども家庭庁」が発足されるとともに、同年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が決定されました。

市町村は、こども大綱および都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるように努めることとされています。また、市町村こども計画は、少子化対策や子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策を含むものとされており、こども・若者のための総合的かつ一体的な計画策定が求められます。

#### (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が成立し、平成28年4月から施行されています。

令和3年5月には、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から施行されています。

改正内容としては、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されています。

## (7) 生活困窮者の自立支援

単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、令和6年4月に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が改正され、令和7年4月から施行（一部順次施行）することとされています。

改正内容としては、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等の措置を講ずることなどが規定されています。

## (8) 孤独・孤立対策推進法

日常生活もしくは社会生活において孤独を覚えることや、社会から孤立していることにより、ひきこもりや8050問題などの地域生活課題に発展する可能性があることを踏まえ、孤独・孤立の状態にある方への支援を強化するため、令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6年4月から施行されています。

市町村は、社会のあらゆる分野において当事者等の状況に応じた施策を策定・実施することや、関係機関等とともに必要な情報交換及び支援内容に関して協議を行う場の設置に努めることなどが必要となりました。

なお、令和6年6月に策定された「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」では、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指し、特に重点を置いて取り組むべき事項として、「地方公共団体及びNPO等への支援」、「孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化」、「重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進」を定めています。

## (9) 認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するため、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が成立し、令和6年1月から施行されています。

市町村は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することとされています。

国では、認知症基本法の成立を踏まえ、内閣総理大臣を本部長とする「認知症施策推進本部」、認知症の人、家族等をはじめとした関係者で構成される「認知症施策推進関係者会議」を開催するなど、「認知症施策推進基本計画」の策定に向けた取組を実施しています。

## 2 統計データからみる現状

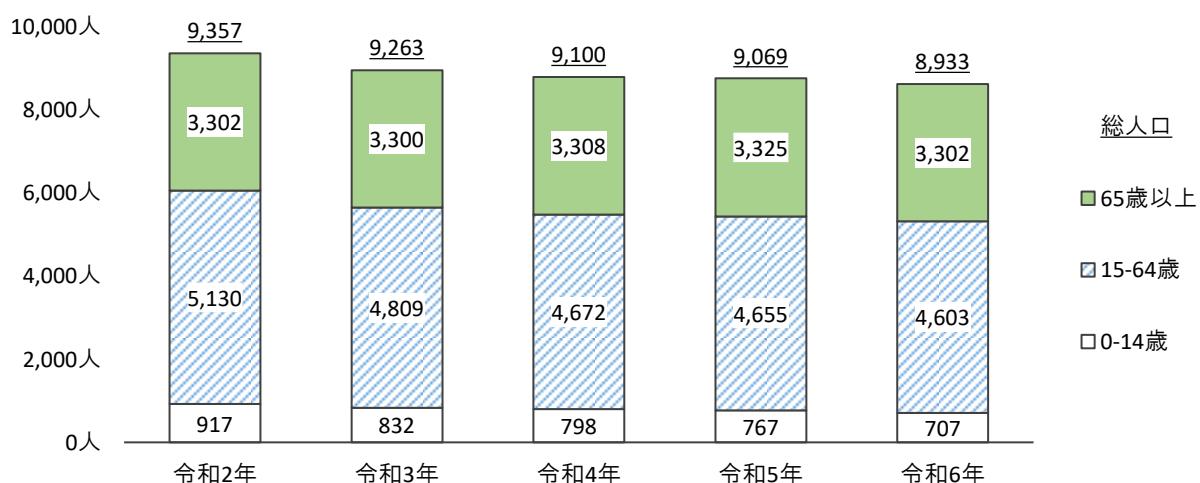
### (1) 人口と世帯の状況

#### 1) 人口

本町の人口は年々減少しており、令和6年には9,000人を下回っています。また、これまでには、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口が増加していましたが、令和6年では高齢者人口も減少に転じる状況となっています。

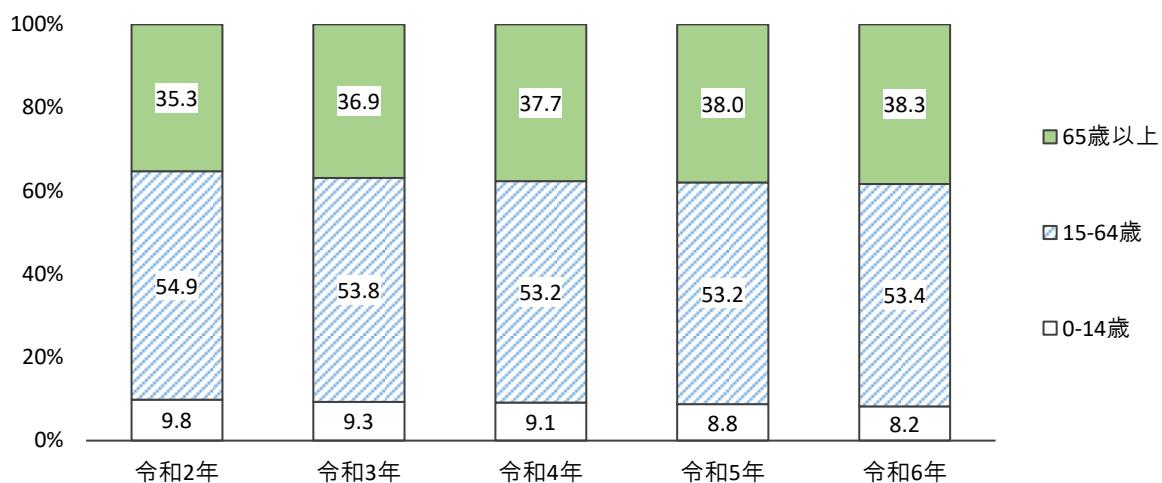
年齢3区分別の人団構成比をみると、高齢化率が年々増加し、令和6年では38.3%となっており、少子高齢化が更に進んでいる状況です。

#### ■年齢3区分別的人口の推移



資料：神奈川県人口統計調査（各年1月1日現在）

#### ■年齢3区分別的人口構成比の推移

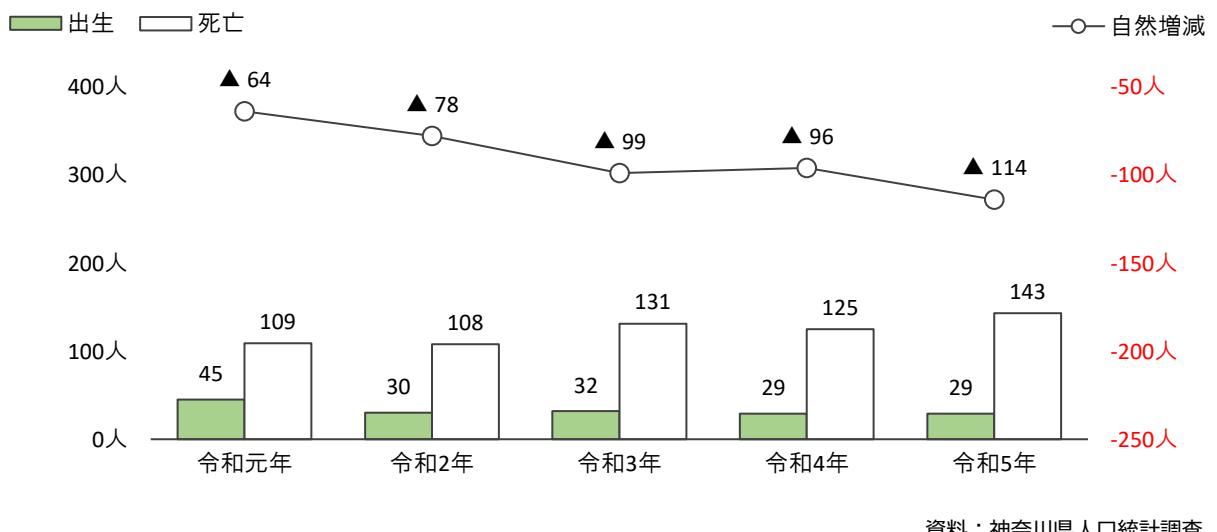


資料：神奈川県人口統計調査（各年1月1日現在）

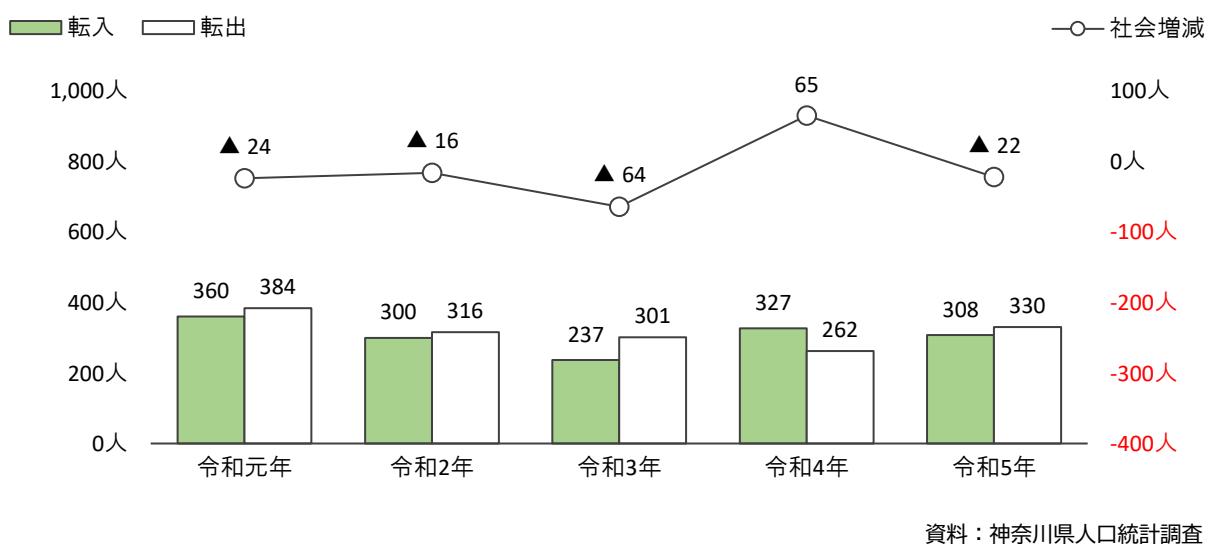
## 2) 人口動態

本町の人口動態の推移をみると、自然動態は、死亡数が出生数を上回って推移しており、令和5年にはその差が114人となっています。また、社会動態は、令和4年では転入が転出を上回る転入超過を示していますが、その他の年では転出が転入を上回る転出超過となっています。

### ■自然動態の推移



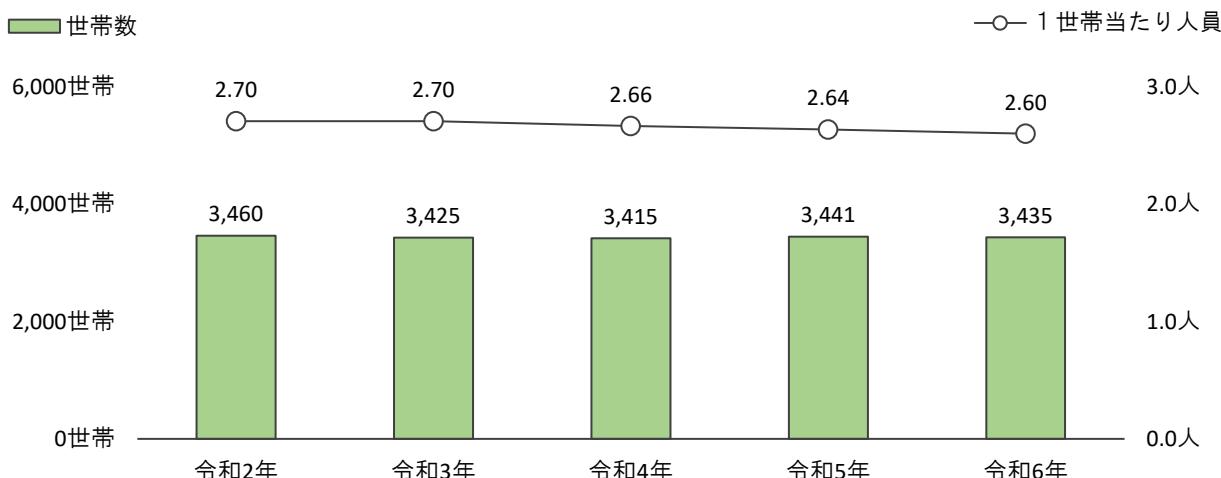
### ■社会動態の推移



### 3) 世帯

本町の世帯数の推移をみると、3,400人台の横ばいで推移していますが、1世帯当たり人員は年々減少し、令和6年では2.60人となっています。

#### ■世帯数の推移



資料：神奈川県人口統計調査（各年1月1日現在）

### 4) 世帯類型

本町の世帯数について、世帯類型の推移を国勢調査による長期の視点でみると、子どものいる世帯が減少する一方で、単独世帯や高齢者を含む世帯が増加しており、少子高齢化とともに世帯の単独化が進んでいることがわかります。

#### ■世帯類型の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	3,067	3,192	3,333	3,352	3,425
核家族世帯	1,786	1,924	2,099	2,149	2,121
夫婦のみ	447	569	705	793	873
夫婦と子ども	1,161	1,137	1,108	1,062	941
男親と子ども	42	46	55	56	63
女親と子ども	136	172	231	238	244
単独世帯	532	583	626	670	777
3世代世帯	619	542	445	370	287
その他	130	143	163	163	240
(再掲) 高齢者を含む世帯	1,006	1,205	1,477	1,774	1,898
(再掲) 高齢独居世帯	69	116	188	265	332
(再掲) 高齢夫婦世帯*	154	239	390	534	618
(再掲) 18歳未満親族のいる世帯	992	909	850	769	622
(再掲) 6歳未満親族のいる世帯	361	346	331	242	188

\*夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

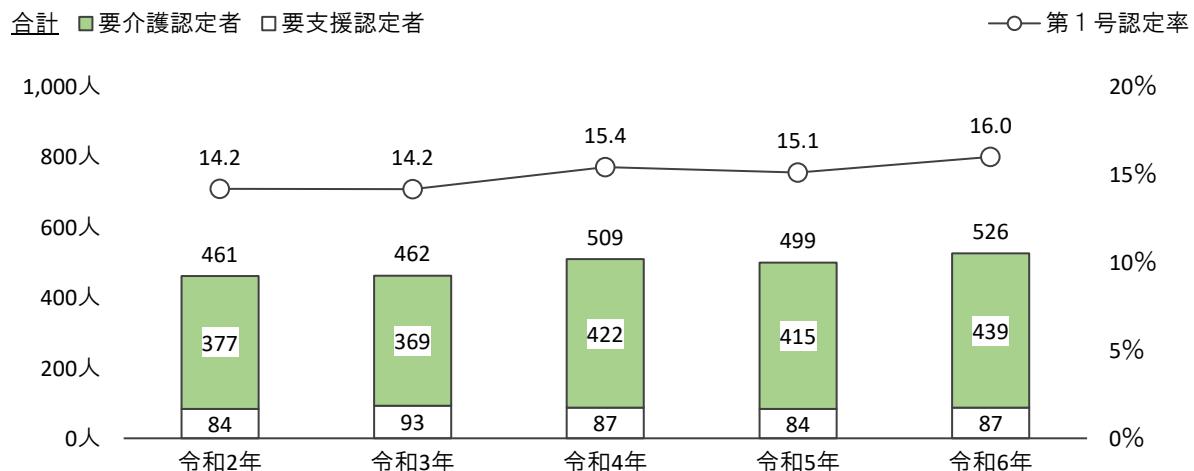
資料：国勢調査

## (2) 福祉を取り巻く状況

### 1) 要支援・要介護認定者

本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和6年では526人となっています。また、65歳以上の第1号認定率も増加傾向にあり、令和6年では16.0%となっています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

### 2) 障害者手帳・受給者証所持者

本町の障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和6年では420人となっています。内訳をみると、身体障害者手帳所持者が7割強を占めています。

自立支援医療受給者証（精神通院）所持者は、精神障害者保健福祉手帳所持者の約2倍で推移しており、令和6年では143人となっています。また、特定医療費受給者証（指定難病）所持者は令和5年以降5人となっています。

#### ■障害者手帳所持者・受給者証所持者数の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身体障害者手帳	363	379	398	415	420
療育手帳	77	76	76	78	78
精神障害者保健福祉手帳	54	59	69	78	80
自立支援医療受給者証（精神通院）	123	145	136	141	143
特定医療費受給者証（指定難病）	6	6	6	5	5

資料：福祉課（各年3月31日現在）

### 3) 生活保護受給者

本町の生活保護受給者数の推移をみると、世帯数は40世帯台、人員は40～50世帯で推移しており、令和6年では43世帯、51人となっています。また、保護率の推移をみると、5‰※前後で推移しており、令和6年では5.77%となっています。

#### ■生活保護受給者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数（世帯）	41	43	41	43	43
人員（人）	43	46	43	51	51
保護率（‰）	4.62	5.07	4.74	5.88	5.77

※パーセント（‰）：1000分の1を1とする単位（千分率）で1‰は0.1%

資料：中井町統計書

### 4) 相談機関

#### ①地域包括支援センター

高齢者についての主な相談先として、地域包括支援センターがあります。本町には1か所あり、町が社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。

#### ■地域包括支援センターの相談状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	4,076	3,977	3,945	4,684	5,186
訪問状況（件）	998	1,014	1,059	1,333	1,434

資料：社会福祉協議会

#### ②障害者相談支援事業所

障害者についての主な相談先として、障害者相談支援事業所があります。本町には1か所あり、足柄上地区1市5町が社会福祉法人に共同委託して事業を実施しています。

#### ■障害者相談支援事業所の相談状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数（人）	13	10	11	14	17
相談件数（件）	95	252	259	218	261

資料：福祉課

### ③子育て支援センター

子育てについての主な相談先は、中井町子育て支援センターがあります。本町には1か所あり、保育士資格やカウンセラーの資格を持った子育てアドバイザーが常駐しています。

#### ■子育て支援センターの相談状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来所相談件数（件）	54	30	36	51	27
電話相談件数（件）	2	13	6	5	126

資料：福祉課

## （3）地域の状況

### 1) 自治会

本町には、27の自治会があります。自治会は、地域内に住む人々によって組織された団体で、住み良い地域づくりを目指して、さまざまな取組を行っています。

#### ■自治会加入世帯数・加入世帯割合の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
加入世帯数（世帯）	2,687	2,680	2,663	2,631	2,545
加入世帯割合（%）	70.9	70.5	70.3	69.0	66.8

資料：税務町民課（各年1月1日現在）

### 2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域福祉のボランティアです。介護が必要な方や、子育てで悩んでいる方などの相談や支援を行ったり、行政との橋渡し役として活躍しています。

#### ■民生委員・児童委員数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地区担当民生委員・児童委員（人）	23	23	23	23	23
主任児童委員（人）	2	2	2	2	2
合計（人）	25	25	25	25	25

資料：福祉課（各年4月1日現在）

### 3) 社会福祉協議会

“社協”的略称で親しまれている社会福祉協議会は、公共性を有する民間の組織(社会福祉法人)です。

町民や社会福祉関係者に支えられ、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援、福祉サービス利用援助事業、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動までさまざまな事業を行っています。

制度の狭間で、支援に結びつきにくい多様な生活課題にも対応した、地域共生社会の実現を目指しています。

#### ■中井町社会福祉協議会の主な事業

##### 法人運営の機能強化

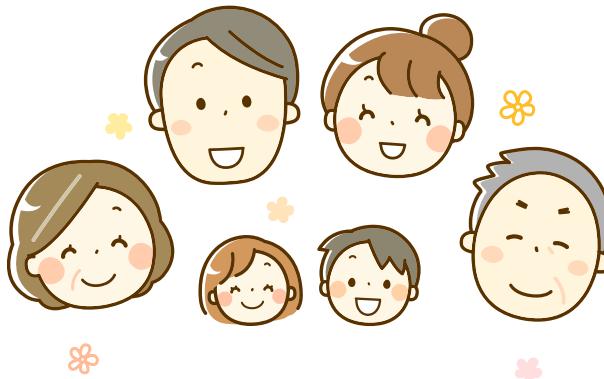
- ・法人運営に関する会議（理事会・評議員会・監事会等）
- ・社協会員会費募集事業（一般会員・特別会員・団体会員）
- ・災害ボランティアセンター設置・運営事業（ICTの活用等）
- ・業務継続計画（BCP）業務
- ・虐待防止、感染症対策、ハラスメント防止対策委員会の運営

##### 広報事業の充実・強化

- ・機関紙発行事業（年4回）
- ・ホームページ・SNS等情報発信事業

##### ボランティアの確保及び活動支援

- ・ボランティア養成講座開催事業
- ・障がい福祉講座開催事業（録音サービス事業・手話サロン事業）
- ・福祉活動校助成事業
- ・ボランティア連絡会活動育成事業
- ・ボランティア体験学習事業
- ・ボランティアグループ活動育成事業



### 地域福祉事業及び介護予防事業の推進

- ・小地域福祉活動事業
- ・なかまるサロン事業
- ・福祉出前講座開催事業
- ・生活支援サービス事業
- ・介護予防事業（高齢者サロン事業、高齢者移送サービス事業）

### 総合相談機能と包括的な支援体制の強化

- ・居宅介護支援事業しらさぎサービスセンター
- ・中井町地域包括支援センター事業

### 権利擁護事業の推進

- ・日常生活自立支援事業
- ・成年後見相談事業
- ・足柄上地区権利擁護担当者会議
- ・足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会（後見センター主催）
- ・中井町権利擁護協議会（後見センター主催）

### その他の地域福祉活動

- ・高齢者福祉事業（ゆめクラブ（老人クラブ）推進事業、食事等見守りサービス事業、福祉用具等貸与事業、一人暮らし高齢者等交流事業、寝たきり高齢者等介護用品支給事業）
- ・障がい福祉事業（録音サービス事業、心身障がい児者交流事業、手話サロン事業）
- ・児童福祉事業（子育て支援活動促進事業、ひとり親家庭支援事業）
- ・援護事業（生活福祉資金貸付事業、生活つなぎ資金貸付事業、心配ごと相談事業、災害援護事業、共同募金事業）
- ・基金運営事業・善意銀行運営事業



#### 4) 中井町まちづくりパートナー制度

中井町まちづくりパートナー制度は、まちづくりのために、地域のために何かしたい、役に立ちたいと思う人と、支援あるいは協力者、賛同者を必要としている個人・団体等とを結びつけるボランティア制度です。

これまで事業ごとに単独で行ってきたボランティアの募集・活用を登録制度とすることで、まちづくり・地域活動に幅広い活用を図っています。

なお、令和2年から令和4年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響で活動は未実施となっています。

##### ■まちづくりパートナー登録者・活動件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録者数（人）	116	97	97	97	97
登録団体数（団体）	9	8	9	9	9
活用件数（件）	0	0	0	2	3

資料：地域防災課（各年3月31日現在）

#### 5) サークル・団体

中井町では生涯学習活動を行っているサークル・団体があります。公民館や公園等に定期的に集まって活動を行っており、ボランティアや体操、文化など、幅広い活動が行われています。

##### ■サークル・団体の活動状況

活動分野	団体数
芸術・文化・教養	40
スポーツ・体操	31
子育て・ボランティア 他	9

資料：生涯学習課（令和6年12月時点）

### 3 アンケート調査からみる現状

#### (1) 調査の概要

##### 1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、町民の地域を取り巻く環境や地域福祉に対する意見を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

##### 2) 調査の実施概要

調査の実施概要は以下のとおりです。

##### ■地域福祉に関するアンケート調査（町民）

調査対象	町内在住の18歳以上の方から1,000名を無作為に抽出
調査期間	令和6年2月上旬～令和6年2月29日（木）
調査方法	郵送配布・郵送回収
回答数（回答率）	445件（44.5%）

##### ■関係団体アンケート調査（関係団体）

調査対象	中井町で地域福祉に関わる活動をされている関係団体：6団体
調査期間	令和6年8月上旬～令和6年8月20日（火）
調査方法	調査票による記名式アンケート調査
回答数（回答率）	6団体7名（100.0%）

## (2) 地域福祉に関するアンケート調査結果の概要

### 1) 地域での交流について

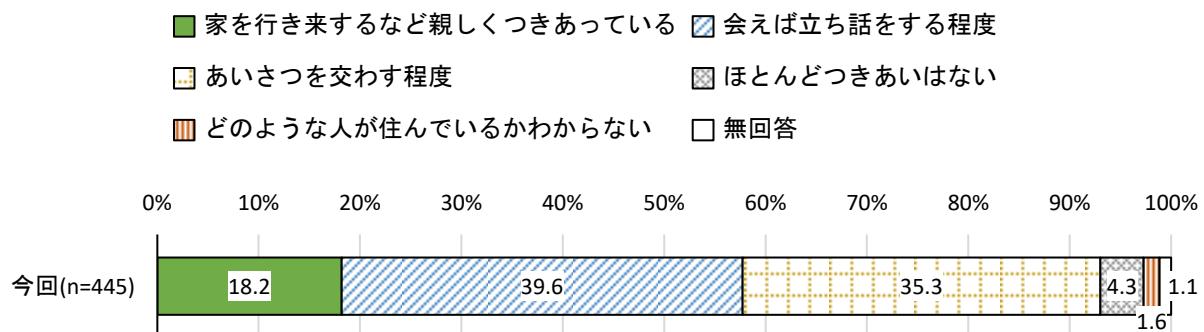
近所づきあいの状況をみると、若い世代での近所づきあいが希薄化していることがうかがえ、今後もあいさつ程度でよいという考え方が多くなっています。一方、年齢が高いほどいざという時の助け合いや日頃からのつきあいを望む考え方が多くなっています。

地域の行事や活動への参加状況をみると、全体では過半数が参加していますが、年齢による差がみられ、18～29歳と50歳代の層で不参加が過半数を占めています。不参加の理由としては、時間がないことや無関心、自分のことを優先したいとの回答が多く、特に無関心の層が増加していることがうかがえます。

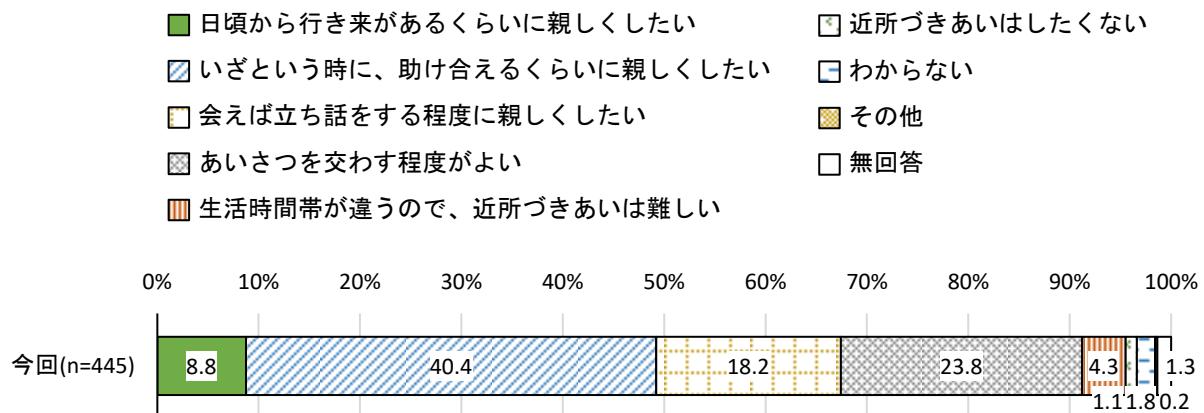
### ●今後の課題

- 近年の社会情勢や住民の意識の変化を踏まえた、新たなつながりの方向性の検討
- 忙しいなかでも短時間で取り組めるなど、誰もが取り組める活動の展開
- 自分が生活する地域のことに関心を持つためのきっかけづくり

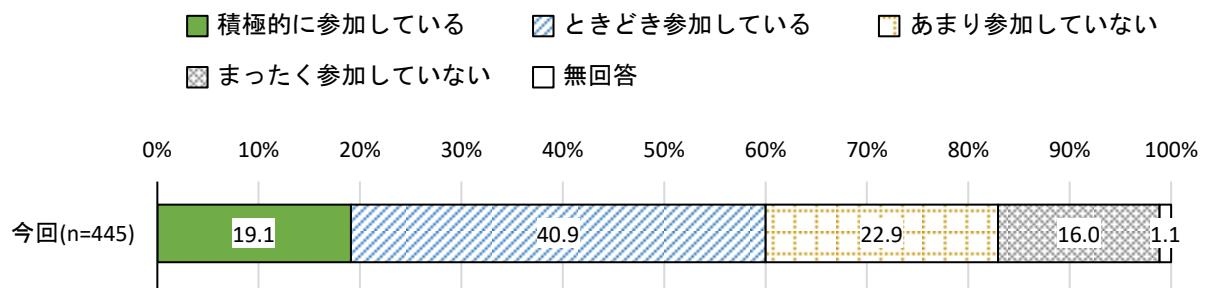
### ①近所づきあいの程度



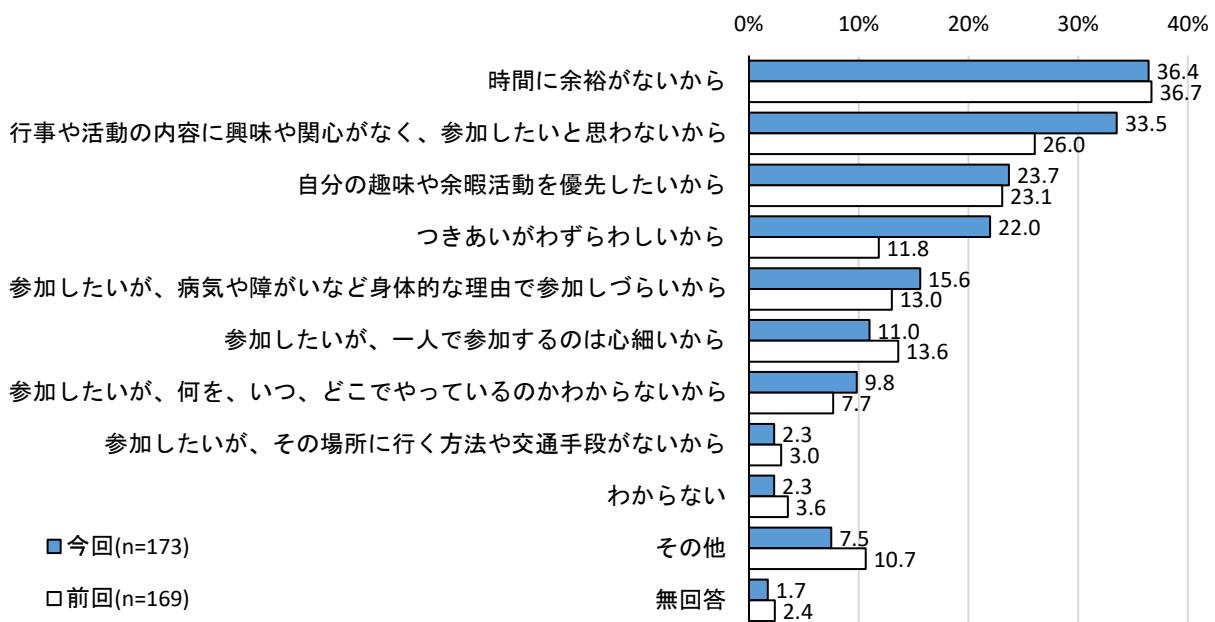
### ②近所づきあいの考え方



### ③地域の行事や活動への参加状況



### ④地域の行事や活動に参加していない理由



## 2) 地域での支え合い・助け合いについて

地域で困っている人がいた場合、8割弱が助けようと思うと回答しており、60歳代と70歳代では9割強を占めています。一方、1割強の助けようと思わない層では、その理由として、時間がないことや関わりを持ちたくないことが比較的多く、地域の行事や活動に参加していない理由と似通った考え方であることがうかがえます。

近所の人に頼めたら助かることとしては、声かけや安否確認が最も多く、特に50歳以上の層で多くなっています。また、ひとり暮らしの世帯では全体的に割合が高く、様々な支援を必要としていることがうかがえます。

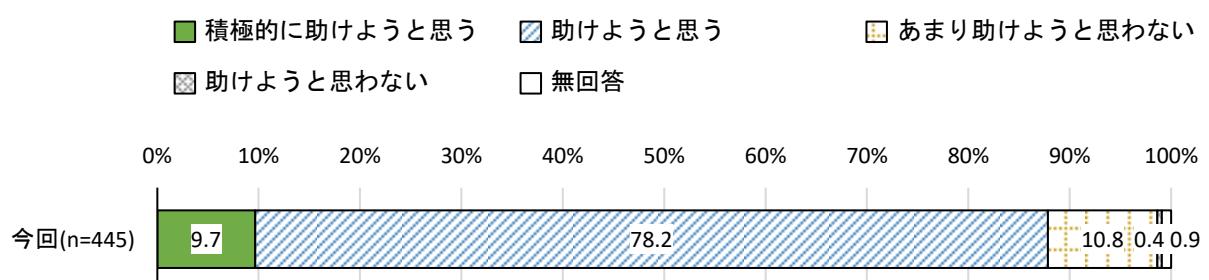
日常における悩みや不安は、老後のことや健康のことが特に多く、災害時の備えや介護の問題、経済的な問題なども比較的多くなっています。また、悩みや不安はないとの回答は減少しており、相対的に悩みや不安を感じる人が増加していることがうかがえます。さらに、年齢による差もみられ、介護の問題は50歳代以上で比較的多く、経済的な問題は60歳未満の層で比較的多くなっています。

困った時の相談先としては、家族や親せき、友人・知人が大半を占めています。

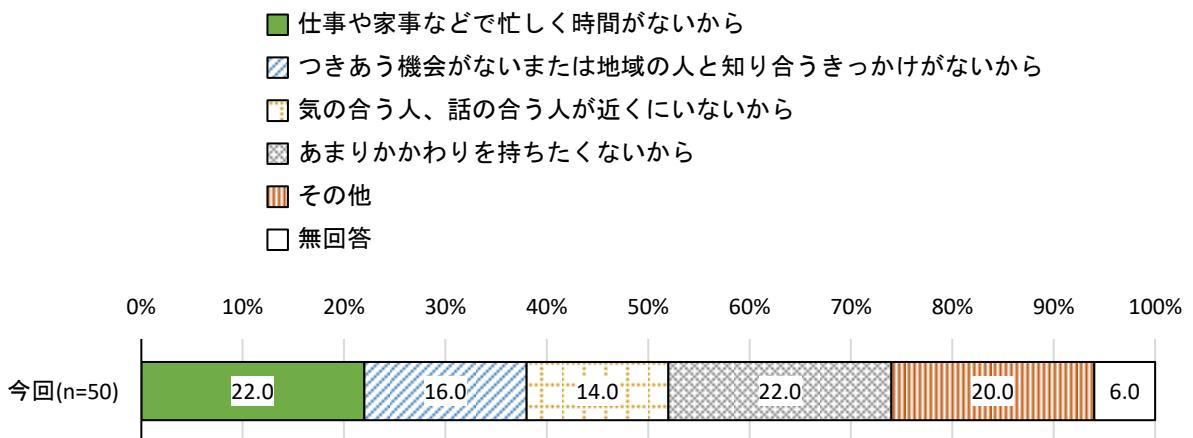
### ●今後の課題

- 地域の困りごとに対して、個人や地域でできることの検討・実践
- 身近な地域で声かけや安否を確認し合えるつながりづくり
- 多様な悩みや不安を軽減・解消するための相談先の周知や情報提供の充実
- 誰もが身近な人の相談相手になり得ることの意識づくり

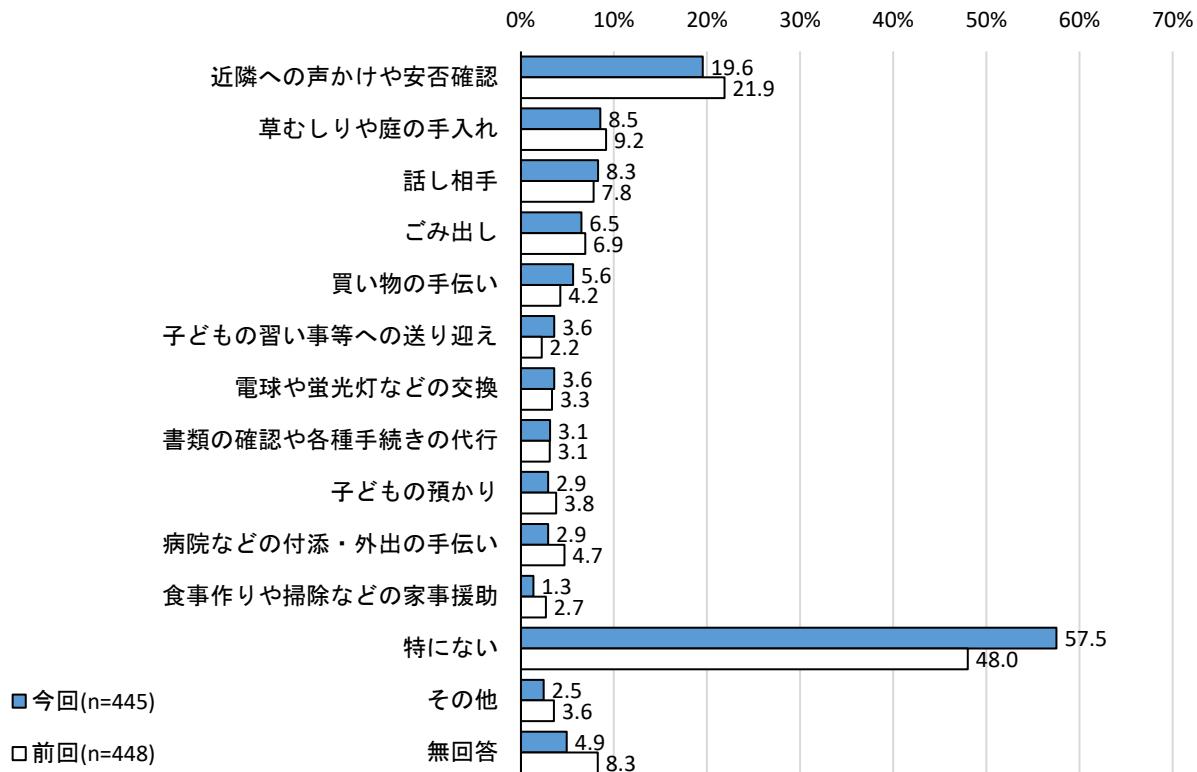
#### ①地域で困っている人を助けようと思うか



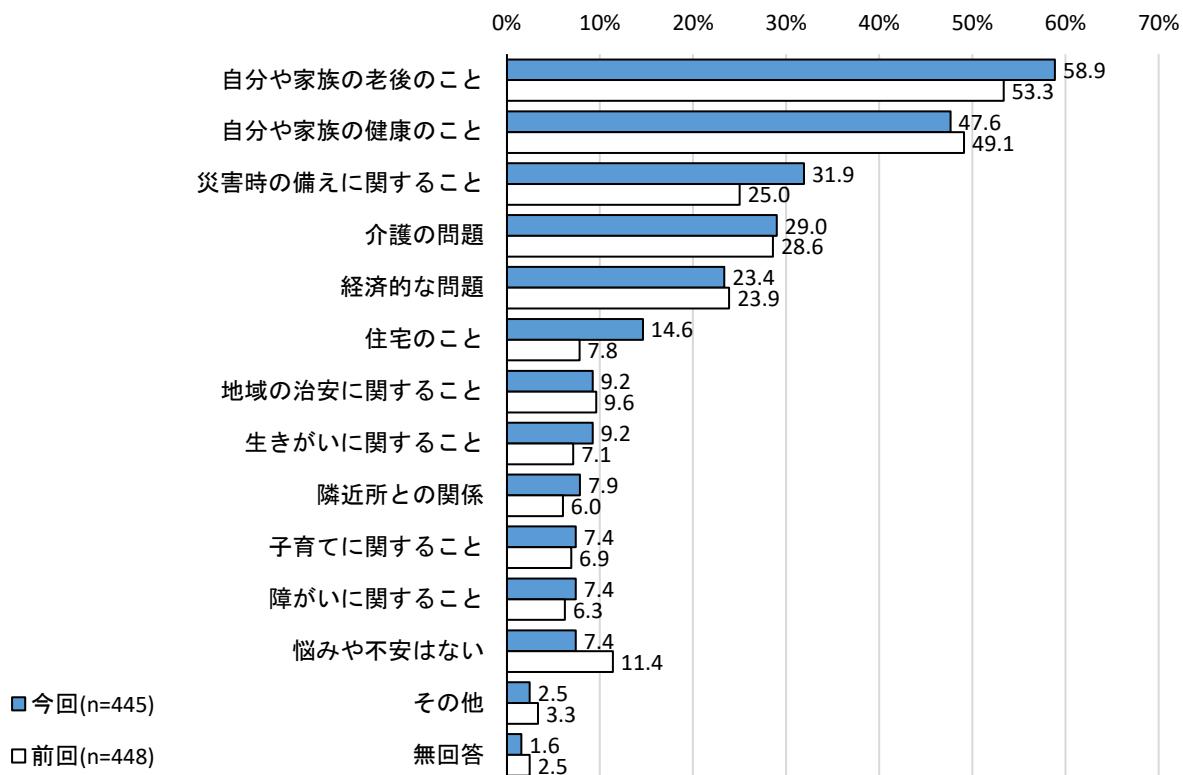
#### ②地域で困っている人を助けようと思わない理由



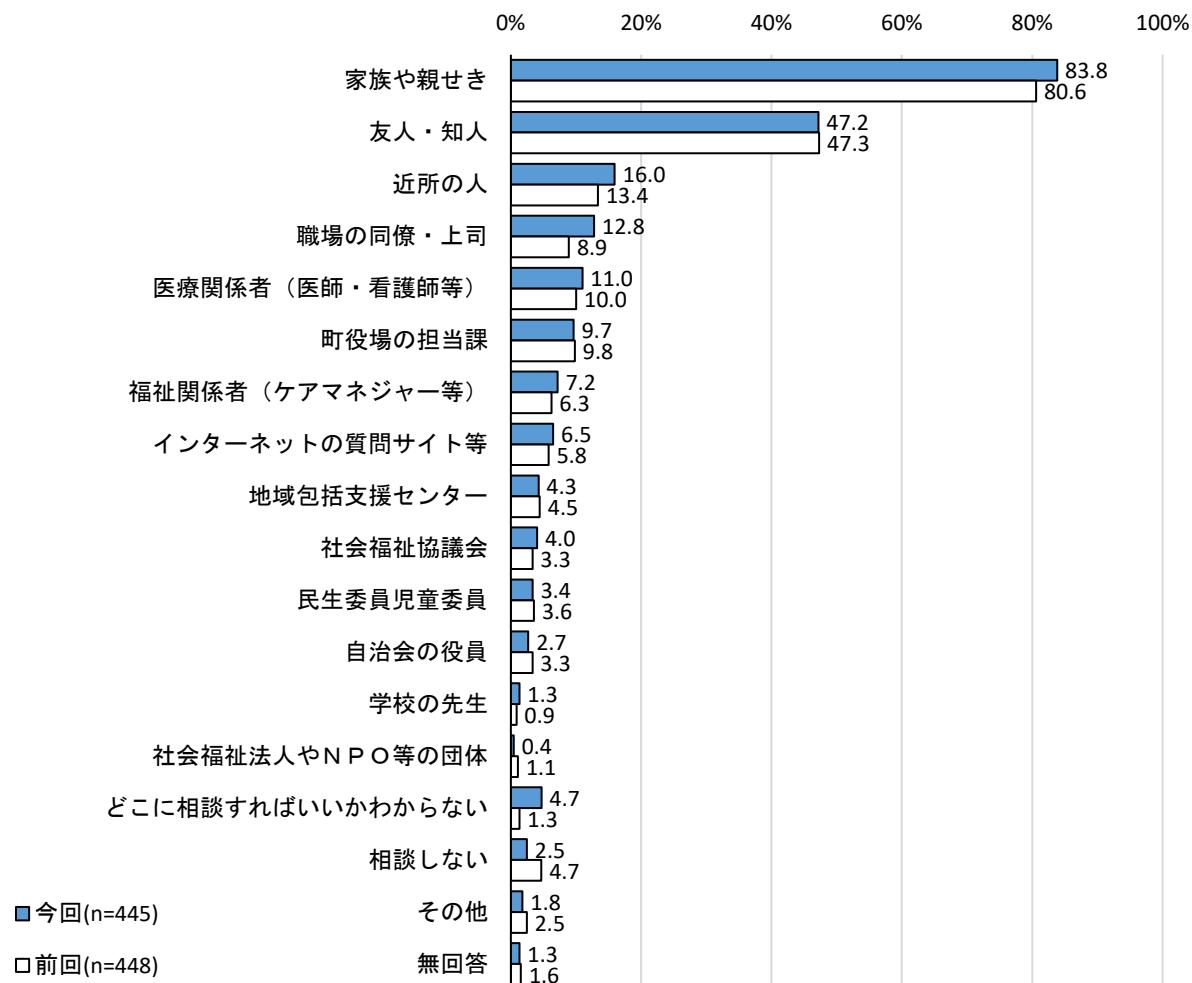
## ③近所の人に頼めたら助かること



## ④日常生活における悩みや不安



## ⑤普段の生活で困ったことが起きた場合の相談先



### 3) 福祉について

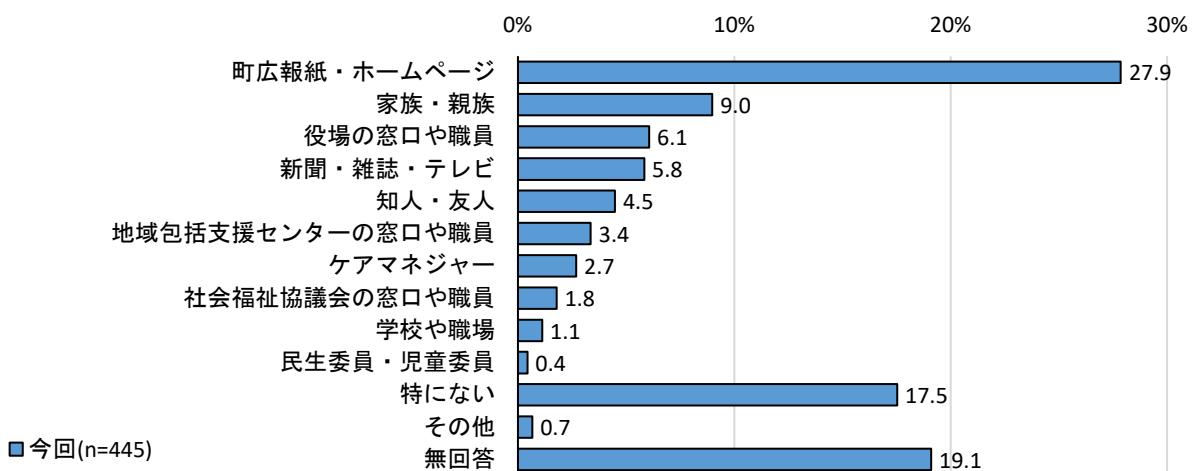
福祉に関する情報の入手先は、町広報紙・ホームページが突出して多くなっています。また、年齢が低いほど家族・親族が多く、年齢が高いほど役場の窓口や職員が多くなっています。

住民・行政・民間企業等の役割分担の考え方は、基本的には行政が行い、住民もある程度は関わるという考え方方が4割半、基本的には行政が行い、住民も積極的に関わるという考え方方が2割強となっており、基本的には行政が行うという考え方が多くなっています。

#### ●今後の課題

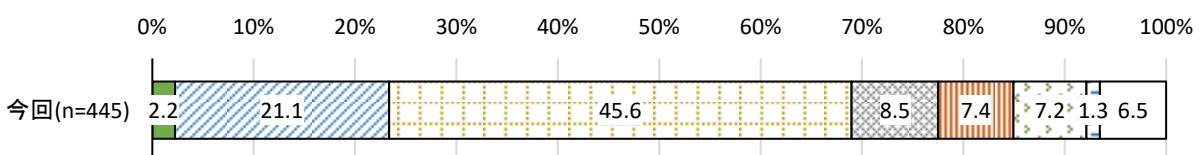
- 広報紙やホームページなど、町からの情報提供の充実
- 誰もが必要な情報を得ることができる情報アクセシビリティの向上
- 行政による地域づくりの考え方や住民の関わり方等に関する情報発信

#### ①福祉情報の入手先



#### ②住民・行政・民間企業等の役割分担の考え方

- 支援は住民の手によって行うべきで、行政はそれを支援すればよい
- 基本的には行政が行い、住民も積極的に関わる
- 基本的には行政が行い、住民もある程度は関わる
- 支援は行政がやるべきで、住民はあまり積極的に関わる必要はない
- 支援は福祉団体や民間企業が行うもので、必要な人はその支援やサービスを利用すればよい
- わからない
- その他
- 無回答



#### 4) 地域福祉活動について

地域福祉活動の拠点や組織の認知度について、社会福祉協議会と民生委員・児童委員は8割強、地域包括支援センターは7割強で、いずれも認知度が高まっており、多くの町民に認知されていることがうかがえます。

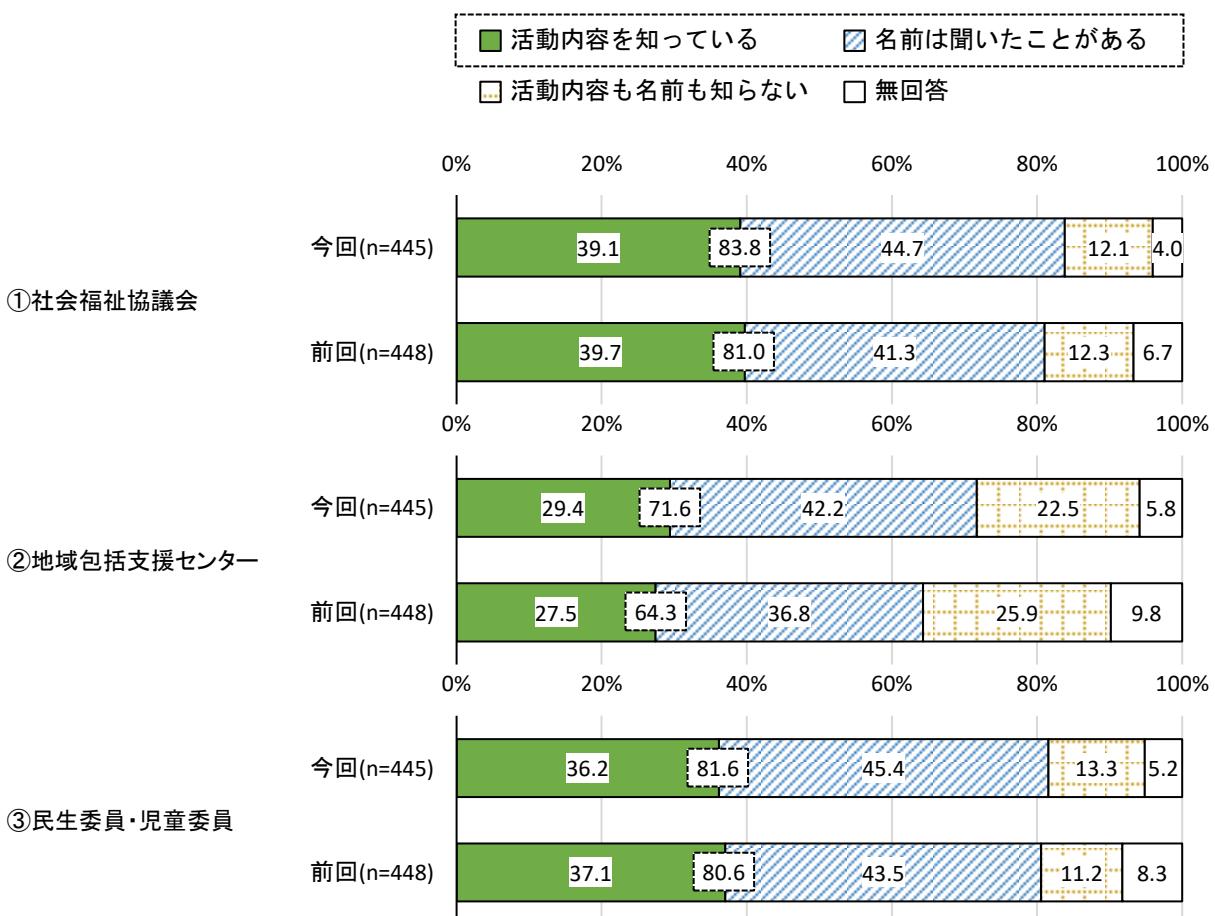
ボランティア活動への参加状況は、参加したことがないとの回答が6割半を占めており、参加したことがない理由は、時間がないことが5割弱を占めており、参加方法がわからないや無関心といった理由も比較的多くなっています。

地域福祉を推進するために必要なことは、拠点づくりや福祉施設といった場の充実や身近な相談窓口の充実、福祉意識を高めることなどが多くなっています。

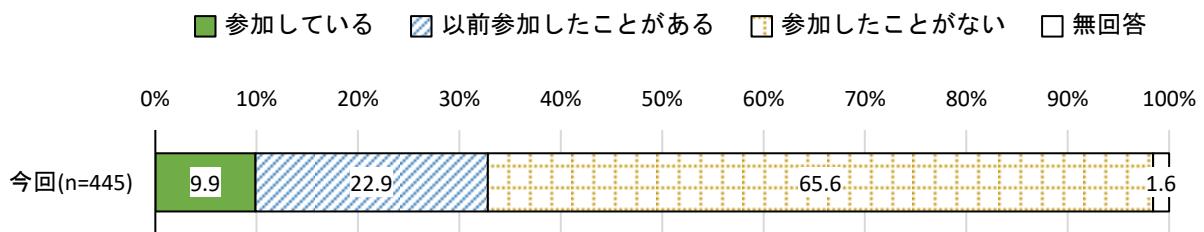
#### ●今後の課題

- 活動拠点や組織に関する活動内容の周知
- 忙しいなかでも短時間で取り組めるなど、誰もが取り組める活動の展開（再掲）
- 自分が生活する地域のことに関心を持つためのきっかけづくり（再掲）
- 地域福祉を推進するための拠点や相談窓口などの場の充実

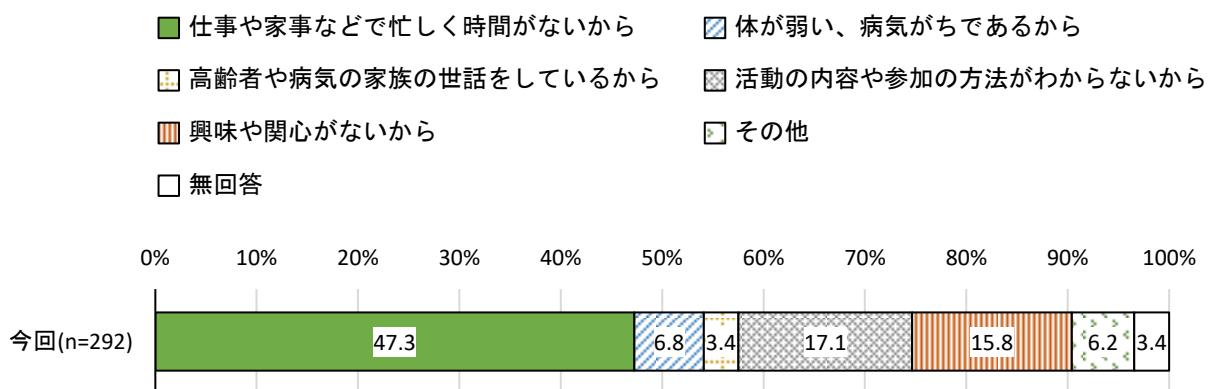
#### ①地域福祉活動の拠点や組織の認知度



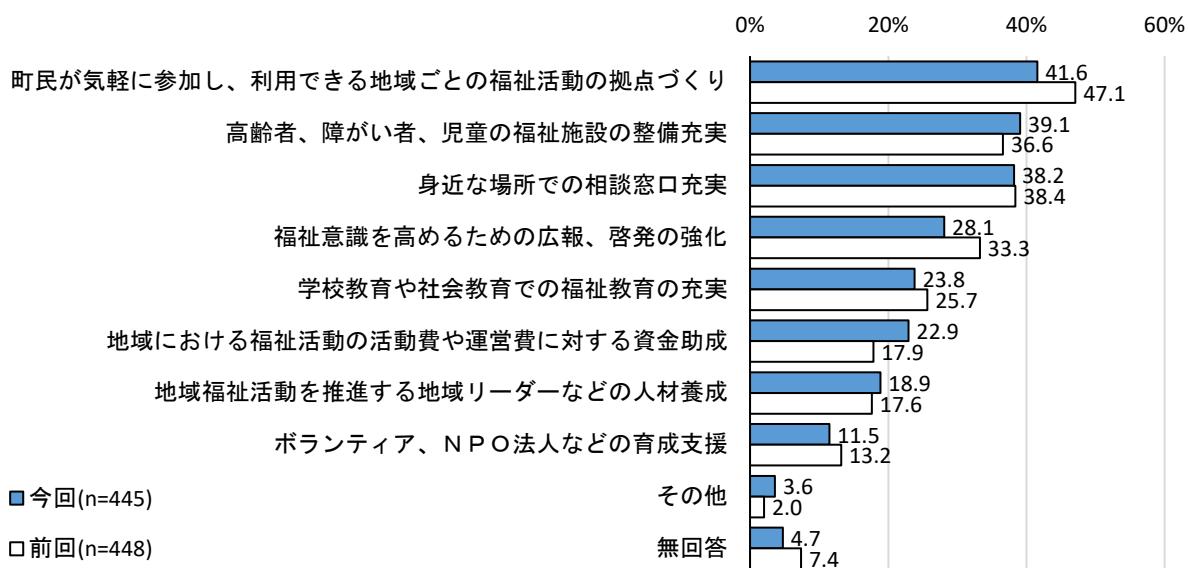
## ②ボランティア活動への参加状況



## ③ボランティア活動に参加したことがない理由



## ④地域福祉を推進するために必要なこと



## 5) 権利擁護について

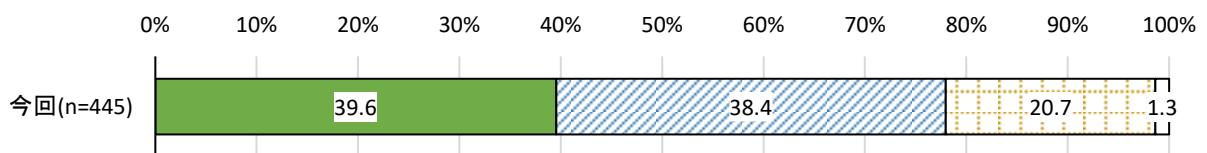
成年後見制度は、制度の内容まで知っているとの回答が4割、ことばは聞いたことがあるとの回答が4割弱、全く知らないとの回答が2割となっています。また、成年後見制度の窓口と地域福祉権利擁護事業は、全く知らないとの回答が6割強を占めています。

### ●今後の課題

#### ○成年後見制度等の権利擁護事業の更なる周知

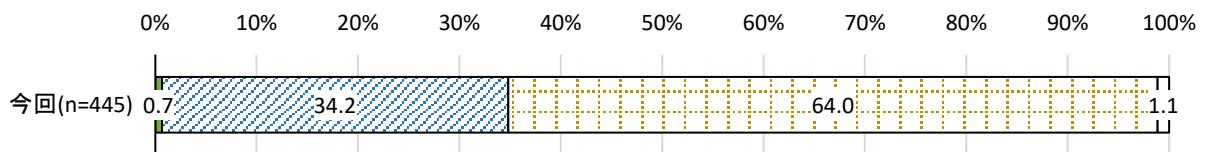
### ①成年後見制度の認知度

- ことばは聞いたことがあり、制度の内容は知っている  ことばは聞いたことがあるが、制度の内容は知らない
- ことばも聞いたことはなく、制度内容も全く知らない  無回答



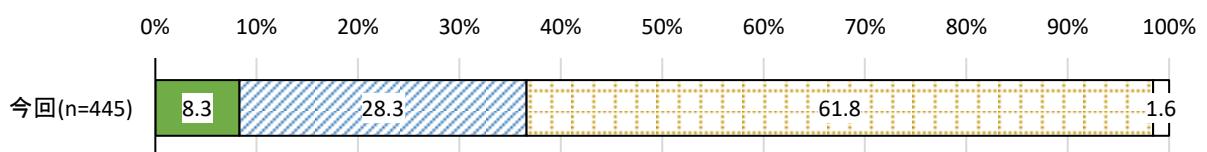
### ②成年後見制度の窓口の認知度

- 制度を知っているし、利用したことがある  制度を知っているが、利用したことはない
- 全く知らない  無回答



### ③地域福祉権利擁護事業の認知度

- ことばは聞いたことがあり、制度の内容は知っている  ことばは聞いたことがあるが、制度の内容は知らない
- ことばも聞いたことはなく、制度内容も全く知らない  無回答



## 6) 心の健康について

日常の悩みやストレスについて、3割弱が多いと感じており、特に40歳代では4割強となっています。

悩みやつらい気持ちに耳を傾けてくれる人がいるとの回答は8割強を占めています。一方、いないとの回答は2割弱となっており、50歳代と60歳代で比較的高いほか、ひとり暮らし世帯では4割半となっています。

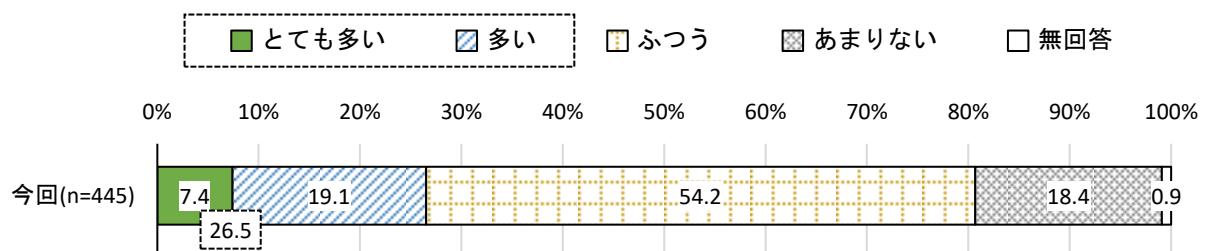
悩みやストレスについて、相談したり、助けを求めるこことためらいについては、4割半が感じると回答しており、特に30歳代や40歳代でその傾向が強くなっていることがうかがえます。

自殺防止対策として必要なことは、学校でのいのちの教育の充実が突出して多く、6割半を占めています。また、専門医へ受診しやすい環境づくりや職場でのこころの健康づくり、家族支援システムづくりなども比較的多くなっています。さらに、年齢が低いほど職場でのこころの健康づくりが多く、年齢が高いほど電話相談の充実が多くなっています。

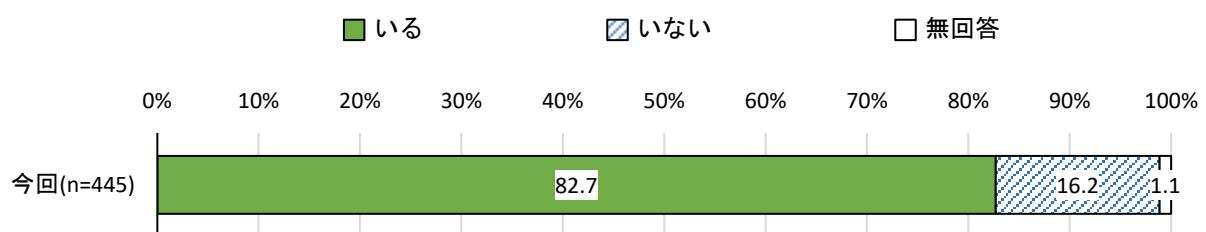
### ●今後の課題

- 学齢期からのいのちの教育の充実
- 相談しやすい環境づくり
- 必要な支援につながるネットワークづくり
- 家庭や地域、学校、職場などあらゆる場における心の健康づくり

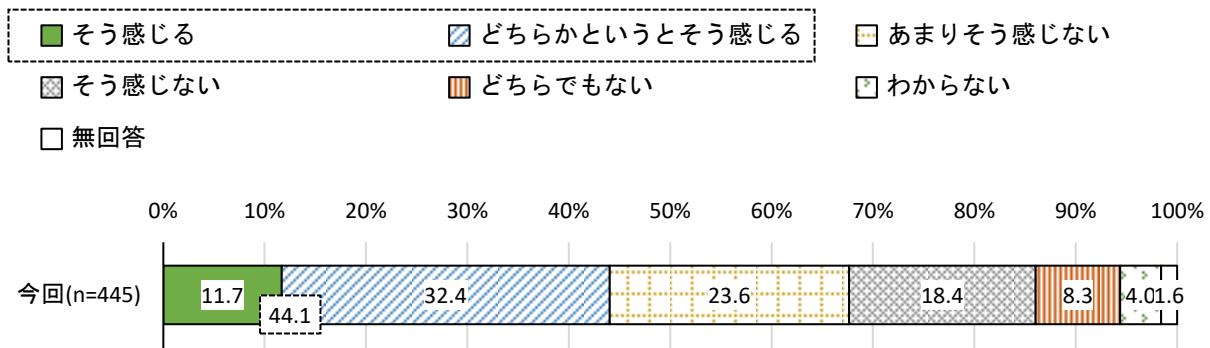
#### ①日常の悩みやストレス



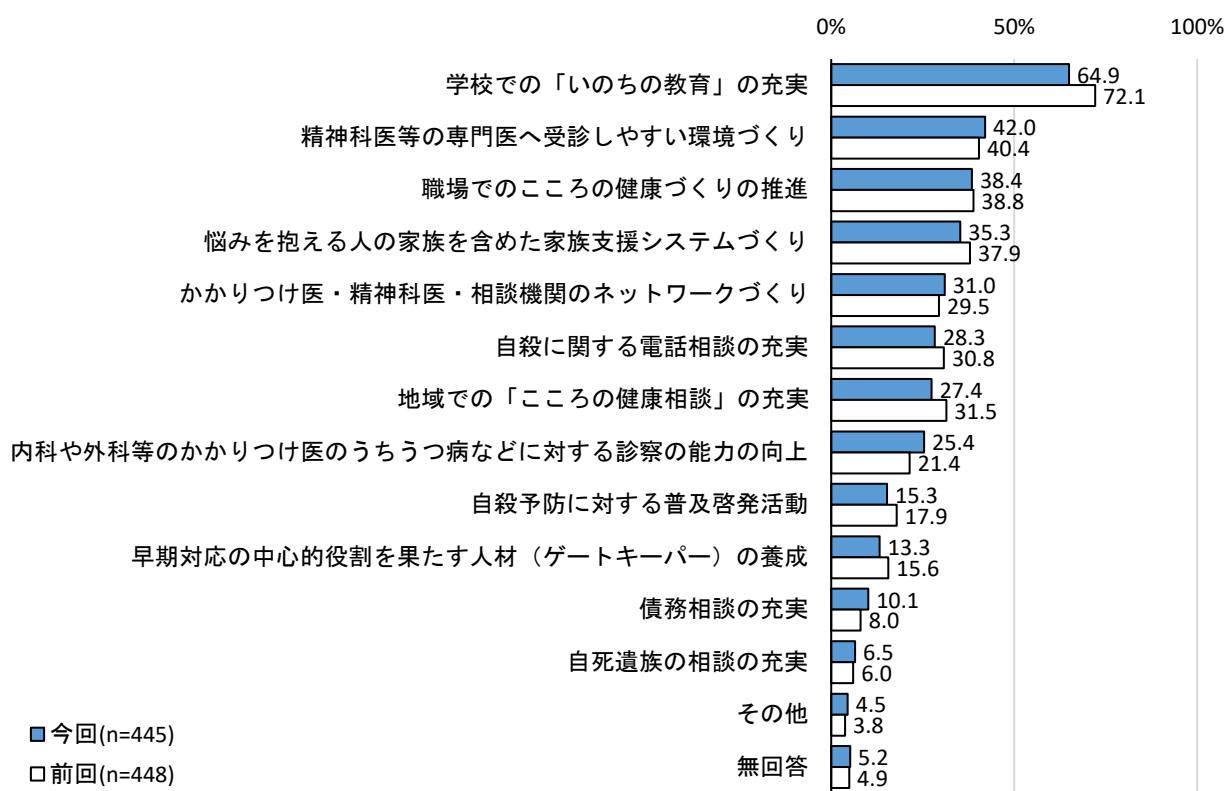
#### ②悩みやつらい気持ちに耳を傾けてくれる人



### ③相談したり、助けを求めるこことへのためらい



### ④自殺防止対策として必要なこと



## 7) 再犯防止について

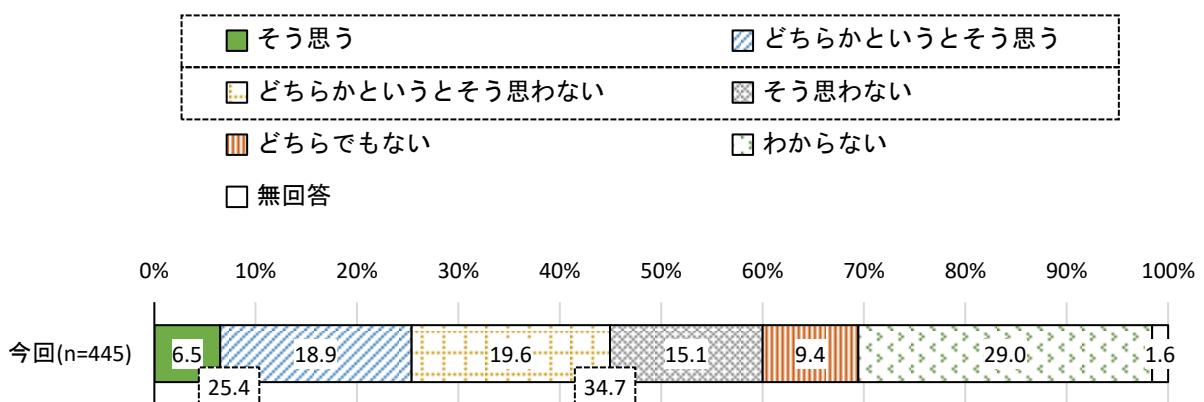
犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについて、そう思わないとの回答が3割半、わからないとの回答が3割、そう思うとの回答が2割半で、否定的な意見の方が多くなっています。

協力したくない理由としては、接し方がわからないとの回答が約半数を占めるほか、不安だから、かかわりを持ちたくないからといった回答が多くなっています。一方、協力したい内容としては、ボランティア活動や寄付活動、広報・啓発活動などが多くなっています。

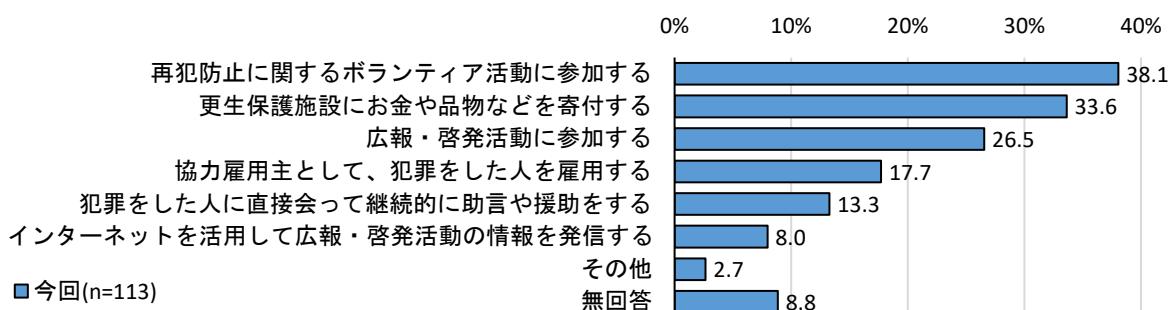
### ●今後の課題

- 町再犯防止計画策定による再犯防止に関する意識啓発
- 再犯防止と地域福祉に関するつながりの周知・理解促進

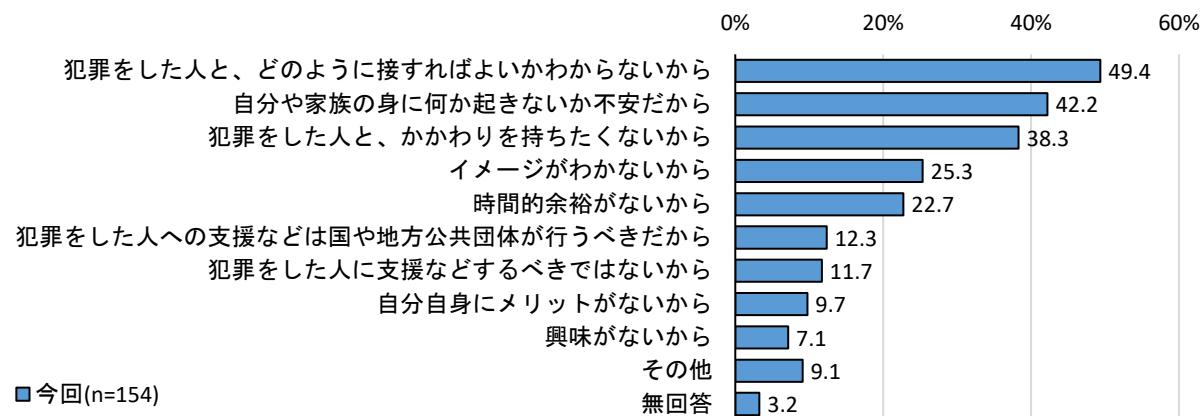
#### ①犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか



#### ②犯罪をした人の立ち直りにどのような協力をしたいか



③犯罪をした人の立ち直りに協力したくない理由



### (3) 関係団体アンケート調査結果の概要

#### 1) 活動上の困難や問題について

活動上の困難や問題として、活動の担い手不足が複数挙げられています。また、担い手不足の解消のために、町での生活年数が短い人等が選任されるなどで、活動や地域に対する関係性の構築に困難が生じている状況です。また、活動の場や団体のPRの場が不足していること、困難事例として保護観察者や薬物依存、精神疾患、外国人のかたへの対応などが挙げられています。

#### 2) 希望する町からの支援について

町に求めることとして、町との意見交換や協力体制の強化、場所の提供が挙げられています。また、経済面や人員面での支援も求められています。協力体制の強化については、意見聴取だけでなく、情報発信において支援が求められています。また、場所の提供も含め、町との協力体制を構築することで、それぞれの団体活動がより効果的になるとの意見が挙げられています。

#### 3) 地域や地域活動に対して感じている問題について

地域や地域活動に対して、団体活動の担い手不足、地域の関係の希薄化が問題視されています。町の老人クラブや自治会活動などは、一部の方だけが活動している状況となっており、今後の活動や地域の在りかたに大きな変化が必要であると考えられています。

#### 4) 地域や地域活動に対する協力体制や独自の取組について

地域や地域活動に対して、各団体の役割に応じた協力体制があり、団体運営にかかる会議体への参画や支援が必要な住民の居場所づくりなど、今後も継続して協力していく方針がみられます。また、協力にあたっては、町と協議をしながら取り組んでいきたいとの意向が挙げられています。

#### ●今後の課題

- 団体活動の新たな担い手の育成
- 活動の場やPRの場など、活動にあたっての多様な場の充実
- 困難事例の共有と支援の充実
- 町との意見交換や情報共有など、協力体制の更なる充実

## 4 中井町地域福祉総合プランの評価

中井町地域福祉総合プラン（令和2年度～令和6年度）の施策の推進状況について、担当課及び社会福祉協議会における事業評価を行いました。なお、複数の課が連携・協働して実施している施策は担当課の数を施策数とし、基本目標ごとに集計しました。

令和5年度の進捗状況評価によると、計画に定められた71施策のうち67施策（94.4%）において、「計画どおり」又は「概ね計画どおり」と評価されています。一方、「進んでいない」と評価された項目はなかったものの、「あまり計画どおり進んでいない」と評価された4施策は、ボランティアの育成支援、地域福祉コーディネーターの育成支援、災害時の避難体制の強化、地域における安全の確保となっており、地域の担い手となる人材育成と地域の安全・安心の確保を充実することが本プランでの優先課題となります。

### 中井町 地域福祉総合プラン

第3次 中井町地域福祉計画・第6次 地域福祉活動計画  
第1期 中井町生活困窮者自立支援計画  
第1期 中井町成年後見制度利用促進基本計画  
第1期 中井町自殺対策計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月  
中井町  
中井町社会福祉協議会

#### ■町の取組状況

基本目標	施策数	評価			
		A	B	C	D
基本目標1 みんなで支え合う地域づくり	20	3	15	2	0
基本目標2 安心してサービスを利用できる地域づくり	17	8	9	0	0
基本目標3 きめ細かな福祉の取組が行われる地域づくり	18	2	16	0	0
基本目標4 安心・安全に暮らせる地域づくり	16	1	13	2	0
合計	71	14	53	4	0

※【評価基準】 A：計画どおり B：概ね計画どおり C：あまり計画どおり進んでいない D：進んでいない

#### ●今後の課題

- 地域の担い手となる人材育成の充実
- 地域の安全・安心の確保のための取組の充実

## **第3章 中井町地域福祉総合プラン2025の基本的な考え方**

---

- 1 計画の基本理念
  - 2 計画の基本視点
  - 3 計画の基本目標
  - 4 福祉圏域の設定
  - 5 施策体系
-



## 1 計画の基本理念

本町では、これまで中井町地域福祉総合プランの基本理念として「きらりと光る地域の絆～人ととの結びつきが生まれるまち 中井～」を掲げ、地域住民の一人ひとりが、人と人とのつながりを大切にし、顔の見える関係を構築し、そこから生まれる人や地域の絆（ネットワーク）により、誰もが安心して暮らせる仕組みづくりを目指してきました。

本プランにおいても、人口減少や高齢化、経済状況といった社会情勢を踏まえ、一人ひとりの人と人の結びつきを大切にできるまちとして、日々の取組の積み重ねを重要視していきます。

そのため、これまでの考え方を継承し、引き続き「きらりと光る地域の絆～人と人の結びつきが生まれるまち 中井～」を基本理念とします。

そして、個人の多様性を認め合い、相手の立場を理解し、優しさを実践できる地域社会を築いていくために、基本理念の実現に向けて、様々な施策や事業を展開します。

### 基本理念

きらりと光る地域の絆  
～人ととの結びつきが生まれるまち 中井～



## 2 計画の基本視点

本プランは、高齢者や障がい者、子ども分野の各福祉計画の上位計画として位置づけられます。

地域において、支援が必要な住民に対して包括的な支援を図り、より効果的に施策を展開するためには、次の4点を基本的な視点として定めます。

### ●視点1 地域と行政によるパートナーシップの構築

地域福祉の推進にあたっては、行政が住民に提供する公助のしくみに加え、自助や共助として、住民の個々の力や、地域の力を存分に発揮し、支え合うことが求められます。

そのため、一人ひとりができることに積極的に取り組むとともに、地域と行政が協働して取り組むパートナーシップの構築をめざします。

### ●視点2 多機関連携による支援体制づくり

これまででは、高齢者や障がい者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られてきました。しかし、近年は8050問題やダブルケアなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯で複数の分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが増えてきています。

そのため、福祉や医療の専門職や関係機関等が立場や分野を超えて一体となって支援する、多機関協働による支援体制づくりをめざします。

### ●視点3 悩みやストレスを抱え込まない環境づくり

近年、経済的に苦しかったり、心理的につらいことがあったりなど、多くの人が悩みやストレスを抱えています。また、そのことを誰にも相談できなかったり、相談したいのに相談先がわからなかつたりして、ひとりで抱え込んでしまうことも少なくありません。

そのため、各種相談先の周知や地域での声かけ・見守りによる支援体制を整備するなど、悩みやストレスを抱え込まない環境づくりをめざします。

### ●視点4 安全・安心を感じられる地域づくり

近年、頻発する自然災害や増加する多種多様な犯罪など、地域住民は様々なリスクにさらされており、地域で幸せに生活していくためには、安全で安心な生活の確保が重要です。

そのため、災害や犯罪などから住民を守るための取組を強化するとともに、虐待やいじめ、暴力など、人権侵害への対応やSOSを見逃さない地域づくりをめざします。

### 3 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定するとともに、新たに位置づけた再犯防止推進計画を含めた各個別計画の4つの基本目標を併せて、8つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

#### 基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

福祉への興味・関心を持つことは、福祉活動への参加や人権への配慮につながり、地域福祉を推進していくうえで大きな意味を持っています。

そのため、すべての住民が福祉への理解を深める機会を持ち、子どもから大人まで生涯を通じてお互いを支え合う福祉の心を育む教育・学習を推進し、福祉意識の向上を図ります。また、地域住民やボランティアをはじめ、地域活動団体やNPOなど、地域福祉を担う人々の発掘・育成を進めるとともに、自治会などのコミュニティ活動を充実し、活気ある地域福祉のまちづくりを進めます。

#### 基本目標2 安心してサービスを利用できる地域づくり

地域には、様々な生活上の課題を持った人々が生活しています。これらの課題を地域が抱える課題として捉え、住み慣れた地域において自立した生活を送り続けることができるよう、地域全体で支援していく仕組みづくりが必要です。

そのため、町で提供される福祉サービスの充実を図るとともに、一人ひとりの多様な生活課題に身近な地域で適切に対応できるよう、利用者とサービスをつなぐ相談機能や調整機能の強化を進めます。

#### 基本目標3 きめ細かな課題解決ができる地域づくり

地域福祉は、誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域に関わるすべての人の力で推進していくものです。

そのため、住民一人ひとりが地域の担い手として、個人の人権を尊重し合い、協働しながら住みよい地域づくりを進めていくことができるよう意識づくりを進めます。また、住民、関係団体、町が協力し合い、地域の中のSOSに地域ぐるみで対応できる仕組みづくりを進めます。

#### 基本目標4 安全・安心に暮らせる地域づくり

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるには、防災面や防犯面に対する地域の見守り体制の更なる強化が求められます。

そのため、自治会、民生委員・児童委員、サービス提供事業所や社会福祉協議会等が連携を図り、緊急時の対応や防犯体制の強化に努めます。また、町内の生活空間のバリアフリー化を進めるとともに、移動が困難なかたに対する交通手段を確保し、誰もが安心して外出し、社会に参加できる環境づくりを進めます。

## 基本目標5 支援につながる孤立しない地域づくり

### 【第2期 中井町生活困窮者自立支援計画】

生活に困窮する世帯は、経済的な困窮だけではなく、心身の健康や介護、子育てなど、複合的な課題を抱えていることが多くなっています。また、地域とのつながりが薄く、孤立しやすいことから、相談や支援につながりにくくなっています。

そのため、支援を円滑に提供できる体制を整備するとともに、地域とのつながりを構築するための場の提供や地域における連携体制の強化を進めます。

## 基本目標6 一人ひとりの権利が十分に守られる地域づくり

### 【第2期 中井町成年後見制度利用促進基本計画】

高齢化等に伴い認知症となった人や障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利擁護を支えるためには、成年後見制度による適切な生活への支援が求められます。

そのため、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行うとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークを一層充実し、一人ひとりの権利が十分に守られ、自立した生活を続けることができる地域づくりを進めます。

## 基本目標7 不安を抱えた時にも支え合える地域づくり

### 【第2期 中井町自殺対策計画】

ふだんの生活において、経済的な不安定や人間関係など、悩みやストレスを抱える機会が多くあり、そのことで心の健康を害し、自殺を考えてしまうといったことが起きています。

そのため、自殺を個人の問題ではなく社会の問題としてとらえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会をめざして、生きることの包括的な支援として、不安を抱えた時に支え合える地域づくりを進めます。

## 基本目標8 再犯防止の理解を深める地域づくり

### 【第1期 中井町再犯防止推進計画】

罪を犯した人の社会復帰には、自らの努力に加え、孤立することがないよう地域の協力が必要となります。また、不安定な生活環境や必要な福祉サービスにつながらない状況は再犯リスクにつながりやすく、地域の理解や支えが欠かせません。

そのため、罪を犯した人の社会復帰や再犯防止に向けて、関係機関と連携した取組を進めるとともに、地域の一員として生活ができるよう町民の理解促進を進めます。

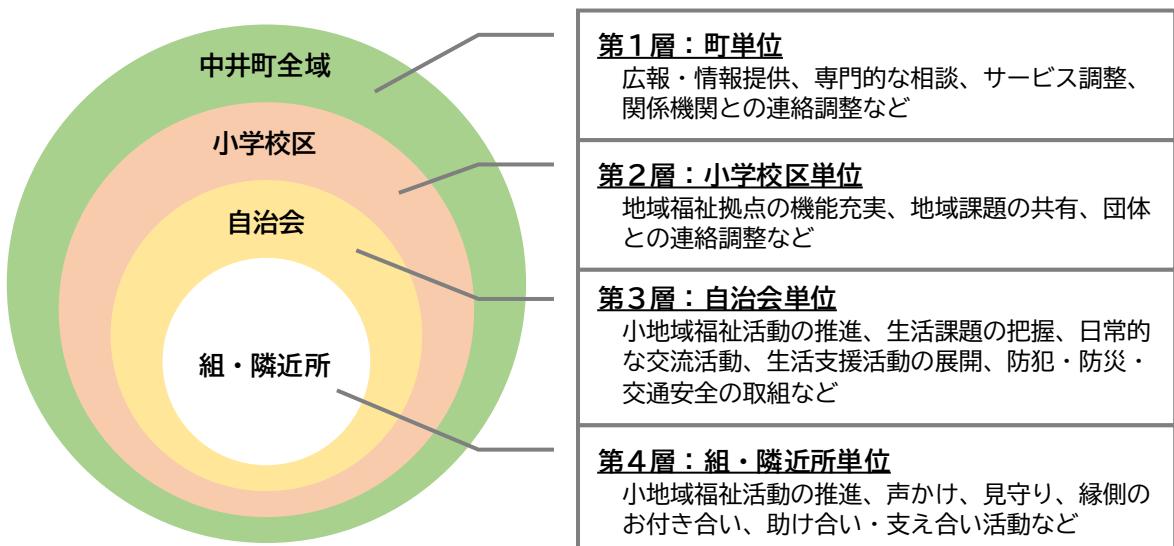
## 4 福祉圏域の設定

本プランでは、身近な地域において住民同士が主体的な助け合い、支え合い活動を展開し、顔の見える関係づくりを推進することが目的となります。

活動の「身近な地域」は、一人ひとり異なることが考えられるため、活動主体に応じて計画上の「圏域」を柔軟に捉えることが必要です。

社協では、地域福祉の活動として、自治会を単位に小地域福祉活動を推進しています。このため、本プランでは、地域福祉の重要な役割を担っている各自治会を基本的な圏域として捉えるとともに、小学校区や町全域といったより広域的な範囲における調整機能等を強化します。また、必要に応じて自治会を基本に、組・隣近所への活動の小地域化を充実することで、町としての地域福祉体制の構築を図ります。

### ■重層的な圏域の考え方



## 5 施策体系

基本理念	基本視点	基本目標	施策の方向	
きらりと光る地域の絆 人と人の結びつきが生まれるまち 中井	1 地域と行政によるパートナーシップの構築 2 多機関連携による支援体制づくり 3 悩みやストレスを抱え込まない環境づくり 4 安全・安心を感じられる地域づくり	中井町地域福祉計画・地域福祉活動計画	支え合い活動の充実 ボランティア・NPO活動の推進 地域福祉の意識の醸成 地域や福祉の情報提供の充実 包括的な相談体制の構築 福祉サービス施策の推進 地域福祉を支える地域づくり 交流の拠点づくり 要援護者に対応した地域づくり 地域の防災・防犯体制の強化 誰にもやさしいまちづくり	
		中井町生活困窮者自立支援計画	5 支援につながる孤立しない地域づくり	生活困窮者を支えるしくみづくり 生活困窮者への支援
		中井町成年後見制度利用推進基本計画	6 一人ひとりの権利が十分に守られる地域づくり	地域連携ネットワークづくり 制度を利用しやすい環境の整備
		中井町自殺対策計画	7 不安を抱えた時にも支えられる地域づくり	誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり 地域におけるネットワークの強化と人材の育成
		中井町再犯防止推進計画	8 再犯防止の理解を深める地域づくり	再犯を防ぐ地域づくり 立ち直りへの切れ目のない支援

## **第4章 施策展開**

---

- 1 みんなで支え合う地域づくり
  - 2 安心してサービスを利用できる地域づくり
  - 3 きめ細かな課題解決ができる地域づくり
  - 4 安心・安全に暮らせる地域づくり
-



## 1 みんなで支え合う地域づくり

### (1) 支え合い活動の充実

#### 【現状と課題】

地域福祉を進めていくためには、地域でのふれあいや交流を通じて、町民同士の日常的な付き合いを深め、お互いに关心を持ち合うことが重要となります。自治会未加入者の増加や地域活動の停滞など、地域コミュニティが弱くなっているのが現状です。また、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増えているため、地域の民生委員・児童委員等との連携・協力の必要性が高まっていますが、地域活動の担い手不足の解消や地域との関係性の構築が課題となっています。

アンケート調査（26頁）では、近所づきあいについて「いざという時に、助け合えるくらいに親しくしたい」との回答が最も多くなっていますが、いざという時に助け合うためには、日常的な町民同士の交流が欠かせません。

そのため、町民の交流を深めるには、隣近所同士でのあいさつや声かけなど、できることからつながりを広げていく必要があります。また、既存の枠組みにとらわれず、すべての住民が気軽に参加できる場を通じて住民同士の交流を活発化し、身近な地域で支え合える関係づくりを進めていくことが求められます。

#### 【施策の目標】

項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
ゆめ（老人）クラブ活動に参加する町の高齢者の数	62人	85人
生活支援サービスの利用者数	19人	30人
生活支援サービスの支援者数	28人	40人

※計画最終年度は令和11年度ですが、目標値は計画の評価・見直し等を行う令和10年度を設定しています（以下同じ）

### 【施策の方向】

#### 1) 地域見守り活動の推進

地域の中で支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域内での登下校時を含む子どもの見守り活動、認知症やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などの見守り活動を住民や地域組織、団体、事業者と連携して推進します。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつなど、身近なことから隣近所など地域の人との交流を深めます。</li> <li>○回覧板はできるだけ直接手で渡し、身近な交流の機会を大切にします。</li> </ul>	町民
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふだんからの声かけなどを通し、気軽に参加できるきっかけづくりに取り組みます。</li> </ul>	地域組織・団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域での福祉ニーズや生活課題の把握に努めるとともに、地域福祉活動に携わる人たちとの連携を深めます。</li> <li>○独居高齢者や障がいのある人等の社会的孤立を防ぐための社会参加活動を設けるとともに、生活支援としての見守りネットワークの構築に努めます。</li> </ul>	社会福祉協議会
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会、町全体へとあいさつ・声かけ運動を展開し、近所付き合いや助け合いを大切にする地域づくりを推進します。</li> </ul>	地域防災課 健康課 福祉課

## 2) 地域における健康づくり活動の推進

日々の生活やあらゆる活動に取り組むためには、一人ひとりが健康的であることが大切です。

そのため、地域で町民が交流するきっかけとして、健康づくりは大きな目的となります。また、活動に参加し、周囲の人に声をかけ、活動の輪を広げることが地域のつながりを育てるため、今後の地域の健康づくり活動を推進します。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○自分が活動に参加するときは、周りの参加していない人にも声をかけ、誘って参加します。	町民
共助	○必要とされる地域活動を積極的に立ち上げます。 ○自治会や地域での活動グループ等が実施するサロン活動や、地域での交流事業など、誰もが気軽に参加できる小地域福祉活動の拡充に努めます。	地域組織・団体 社会福祉協議会
公助	○地域における健康づくりへの取組を支援します。 ○健康づくりのきっかけや継続化のため、身近な参加機会の確保に努めます。 ○健康づくり推進者による活動を支援します。	健康課

## 3) ゆめ（老人）クラブ活動への支援

本町では、老人クラブを「ゆめクラブ」と呼んでいます。ゆめクラブは、地域の高齢者が生きがいと健康づくりのために、老人クラブの仲間づくりを基礎に交互に支え合い、楽しみながら社会に貢献する団体です。近年は、高齢化が進んだことにより町民の多くを高齢者が占めることから、地域の活力の担い手としても大きな力を発揮しており、今後もゆめクラブの活動を推進します。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○ゆめクラブ活動に関心を持ちます。	町民
共助	○会員は、近所の近しい年齢の方などの地域住民に対して、活動への参加を呼びかけます。	地域組織・団体 社会福祉協議会
	○気軽に参加できるサロン活動等の充実を図ります。	
公助	○ゆめクラブ活動は、生きがいと健康づくりにおいてその役割が一層重要なものとなるため、老人クラブ連合会及び各クラブの支援をします。	健康課

## (2) ボランティア・NPO活動の推進

### 【現状と課題】

少子高齢化や核家族化、世帯の単身化が進行する中、孤独・孤立対策や引きこもりなど、地域における生活課題は更なる多様化・複雑化が見込まれます。こうした福祉課題や生活課題に対応していくためには、日頃からの地域での支え合いや助け合いにより地域力を高めるとともに、地域の福祉を担うボランティアやNPOなどの団体や組織の活動を更に推進していくことが重要です。

また、町民の地域活動への積極的な参加を推進するとともに、町内に立地する企業も含め、町内にいる人すべてが一体となって活動に取り組む環境づくりを進めていく必要があります。

アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことがない理由（33頁）について、「仕事や家事などで忙しく時間がないから」が最も多く、約半数を占めています。

そのため、本町では、町民の能力や知識を地域活動に活かすことができる、人材活用システムとして「まちづくりパートナー制度」を導入しており、活動の更なる推進を図るとともに、時間がないなかでも地域に貢献できる活動など、多様な取組を創出することが求められます。

### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
社会福祉協議会のボランティア登録者数	195人	220人
社会福祉協議会のボランティア登録団体数	9団体	12団体

## 【施策の方向】

### 1) ボランティアの育成支援

ボランティア活動は、地域の団体や連絡会などに登録して行う場合もありますが、近所の高齢者のごみ出しの手伝いや地域の活動への参加なども、広い意味でのボランティア活動です。

身近な地域のボランティア活動や参加しやすい取組を推進することで、ボランティアの育成を支援します。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近でできるボランティア活動について考え、実行に移します。</li> <li>○ボランティア養成講座や体験講座に積極的に参加します。</li> <li>○積極的にボランティア活動に関する情報を得るように努めます。</li> </ul>	町民
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動の中心となるリーダーの育成に努めます。</li> <li>○ボランティアの育成と支援を行います。</li> <li>○ボランティア活動の参画を促す場づくりとして、ボランティア養成講座を開催します。</li> </ul>	地域組織・団体 社会福祉協議会
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民がまちづくり、地域活動へより参画しやすい仕組みづくりを構築し、町民との協働のまちづくりを推進します。</li> <li>○ボランティア活動への参加者を、今後のまちづくりの担い手として育成します。</li> <li>○ボランティア育成のため、多様な取組に努めます。</li> <li>○若い世代等の新規ボランティアの養成や現任ボランティアの資質向上の支援を継続的に実施します。</li> </ul>	地域防災課 健康課 福祉課

## 2) ボランティア・NPO活動への支援

地域で活動を続けるボランティアや団体は、地域や住民との結びつきが強く、新たに活動に参加したい人にとって重要な受け皿となります。

そのため、各団体の研修や情報発信を支援し、活動の幅を広げるとともに、担い手の確保に努めます。また、活動に伴う負担を軽減するための支援を行います。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○地域のボランティア・NPOの活動に関心を持ちます。	町民
共助	○各ボランティア団体は、自分たちが行っている活動の情報を、地域に積極的に発信します。 ○ボランティア体験講座など、地域活動に関する講座や研修会の開催に努めます。	地域組織・団体
	○ボランティア養成講座の開催や福祉行政の提供を行い、ボランティア活動への参加を促進します。	社会福祉協議会
公助	○各種ボランティア団体・NPO法人に対して情報の充実を図るとともに、活動内容を広報紙等で積極的に発信するなど、各種団体の活動を促進するための支援を行います。 ○企業に対して、社会貢献への理解を働きかけ、福祉・教育・文化・環境・安全等に関するまちづくり活動への協力を呼びかけ、住民、企業、行政との協働のまちづくりを進めます。	地域防災課

### 3) 団体交流の場づくり

個人や1つの団体のみでの取組では、活動に限りがありますが、個々の力を合わせることで、より幅広い活動や新しい活動につながります。

そのため、団体交流の場をつくり、参加を促進することで、活動の充実を図ります。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○自分の活動や得意なことが活かせる場に参加します。	町民
共助	○他のボランティア活動グループとの連携を充実します。	地域組織・団体
	○ボランティア相互の交流と情報交換の場づくりを行います。	社会福祉協議会
公助	○保健福祉センターを中心に、集会所や公共施設等を活用し、各種ボランティア団体・NPO法人等が協力・連携を図るための交流の場づくり、団体間のネットワークづくりを推進します。	健康課 福祉課

### (3) 地域福祉の意識の醸成

#### 【現状と課題】

本町では、少子高齢化や核家族化、世帯の単独化等に伴い、高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者世帯が増加しています。地域では、人と人とのつながりが希薄になり、かつての地縁・血縁で結ばれた地域社会では当然のこととして行われてきた相互扶助機能も低下しています。また、自治会の未加入者も年々増加するなど、地域への関心が低下している状況です。さらに、近年は、地域での孤立や引きこもり、8050問題など、多様な地域課題への対応が求められています。

アンケート調査では、地域の支え合い・助け合い（28頁）について、地域で困っている人を「助けようと思う」との回答が8割弱で最も多く、「積極的に助けようと思う」と合わせると9割強となっており、地域における支え合い・助け合いの潜在的な意識は高いことがうかがえます。

そのため、福祉全般に対する住民や地域の理解や関心を深め、一人ひとりの取組につなげていくことが重要です。また、福祉に関する学びの場や住民同士の交流の機会を充実し、誰もが問題意識や役割を持って地域に関わることができる環境づくりを進める必要があります。さらに、少子高齢化が進む本町においては、地域福祉コーディネーターや認知症サポーターの養成など、地域で支援を必要とする人が安心して暮らせるように、地域づくりを担う人材を育成していくことが求められます。

#### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
認知症サポーター養成講座参加者数	653人	700人
地域福祉コーディネーター養成講座参加者数	未実施	170人
◇社会福祉協議会の活動内容を知っている人の割合	39.1%	45.0%

※「◇」はアンケート調査による目標

## 【施策の方向】

### 1) 福祉教育の推進

幼少期から地域に様々な人がいることや、困ったときに支えられる制度や仕組みがあることを知り、偏見や差別などを意識することなく、支え合い・助け合いの意識を持つことができるよう、福祉教育を推進します。また、あらゆる活動を行う際に、町全体で人権について十分な配慮のもとに取組を推進します。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○人権について学習する場に積極的に参加します。 ○家庭内で継続的に子どもの福祉の心を育む教育を行います。	町民
共助	○福祉施設の見学や体験学習などを開催し、身近な福祉について考え、理解する場を設けます。  ○福祉教育を推進するため、福祉関係団体の協力を得ながら、小学校や中学校で行う総合的な学習の時間の取組に協力します。 ○ともに学び、ともに助け合う心を育む場として、こども園、保育園等で中学生や高校生等の青少年の体験学習の機会を設けます。	地域組織・団体  社会福祉協議会
公助	○小学校や中学校の総合的な学習時間などに、地域住民、地域活動団体、福祉関係者等の協力を得ながら、地域の実情に応じた福祉教育を推進します。	教育課

## 2) 地域・世代間交流の支援

町の人口は年々減少し、令和6年には9千人を下回る状況となっています。地域やコミュニティのつながりを強化していくためには、地域の人々の交流が大きな力となるため、地域・世代間交流を支援します。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○地域での交流の機会を活用し、地域の人とつながりを持ちます。	町民
共助	○積極的にこども園、保育園や学校との交流の機会をつくります。 ○高齢者の知識や経験を生かした地域・世代間交流の機会を充実します。	地域組織・団体
	○子育て世代の相互交流と社会参加を促進するため、未就園児とその保護者の自主的な活動を支援します。	社会福祉協議会
公助	○地域・世代間交流等による地域活性化活動を支援します。	地域防災課
	○子育て支援を図るため、子育て支援センターと地域住民との交流を推進します。	福祉課

### 3) 地域福祉の意識の向上

「地域福祉」という言葉や内容は、地域の人々に十分に浸透しているとは言えません。

そのため、あらゆる機会を通じて、地域福祉についての周知を行い、意識の向上を図ります。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○地域福祉に関する意識の向上に努めます。	町民
共助	○地域のリーダーとして、積極的な活動に努めます。 ○自治会や老人クラブなどの団体で社会貢献活動を展開し、若い世代へ手本を示します。	地域組織・団体
	○高齢者や障がいのある人が、地域において健康で生き生きと、ともに暮らすことのすばらしさを学ぶ機会を企画します。 ○各種イベントや社協広報紙の発行などを通じ、社会福祉協議会の存在や活動内容を広く知ってもらえるよう努めます。	社会福祉協議会
公助	○地域福祉に対する理解や高齢者・障がいのある人・子ども等に対する人権意識を深めるための各種講座を開催し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。 ○認知症予防に関する普及啓発に力を入れるとともに、理解者・協力者である認知症サポーターの養成に努めます。 ○見守りが必要な認知症高齢者の支援や把握できる体制の確立を図ります。	健康課 福祉課

#### 4) 地域福祉コーディネーターの育成支援

本町では、地域福祉コーディネーターを「地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材」と考え、行政と地域と住民をつなぐリーダーやキーパーソンの育成に努めます。

##### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○リーダー育成のための研修や講座などに参加します。	町民
共助	○地域福祉コーディネーターと協力して、地域のつながりを広げていきます。	地域組織・団体
	○地域福祉活動の推進役となる地域福祉コーディネーターの育成・支援を、社会福祉協議会と協働で進めます。	社会福祉協議会
公助		福祉課

## 2 安心してサービスを利用できる地域づくり

### (1) 地域や福祉の情報提供の充実

#### 【現状と課題】

あらゆる福祉ニーズに対し、多様な支援やサービスがあつても、それらの支援やサービスが十分に伝わっていなかつたり、利用することにためらいがあつたりすると、問題の解決につながらず、問題の多様化・複雑化につながってしまうことがあります。

そのため、社会情勢等の進展・変化に伴い、ひきこもりや経済的な困難に直面している人、福祉の対象として十分に認識されていない人への支援など、多様化する福祉課題や生活課題に対応していく必要があります。

アンケート調査によると、福祉情報の入手先（31頁）として「町広報紙・ホームページ」が最も多くなっている一方、「特にない」との回答が2割弱となっています。

住民一人ひとりの状況に応じて、だれもが等しく必要な情報を得ることができるよう、情報提供のバリアフリー化などを進めていくことが求められます。

#### 【施策の目標】

項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
◇福祉情報の入手先：町広報紙・ホームページ	27.9%	35.0%
◇福祉情報の入手先：特にない	17.5%	12.0%

※「◇」はアンケート調査による目標

## 【施策の方向】

### 1) 情報提供体制の充実

これまでの福祉の制度やサービスだけでなく、「虐待」、「権利擁護」、「生活困窮者対策」、「こころの健康」など、幅広い情報の提供と、情報を受ける側の立場に立った受け取る手段の充実を図り、より多くの人に適切なサービスが行き渡るよう努めます。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○積極的に福祉に関する情報を得るように努めます。	町民
共助	○活動の広報紙や情報誌を作成する際には、合理的配慮に努めます。 ○住民が情報を得やすいよう、効果的な情報提供のあり方を検討します。	地域組織・団体
	○要配慮者を地域住民が支えられるように、傾聴ボランティアの育成を進めます。 ○社協の広報紙やホームページ、出前講座等を活用し、在宅サービスの利用促進や日常生活自立支援事業等の周知啓発を図ります。	社会福祉協議会
公助	○国の示す情報や日常生活におけるアクセシビリティの充実に対応していくとともに、多様な情報提供手段により、住民誰もが福祉の各種サービスの情報を受けられるよう努めます。 ○広報紙やリーフレットを活用し、各種サービスに関する情報提供を行います。 ○新しい提供方法のあり方を検討し、住民が各種サービスについて理解しやすい情報提供に努めます。 ○高齢者や障がいのある人へ、個人情報の保護に配慮しながら、民生委員・児童委員や地域住民等がきめ細かな情報を提供できる体制を構築します。	関係各課

## 2) 情報の共有化と個人情報の保護

事業やサービス、イベント等の情報共有を図り、多くの利用や参加に結び付けます。また、各種相談から上げられる情報を共有し、より適切な解決へつながるよう、多様な情報を共有することができる環境整備に努めます。

個人情報の保護については、各機関や公的な立場にあるものが適切に取り扱い、安心して暮らせるまちづくりにつなげます。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスなどの得られた情報を共有し合い、悩み事や不安を日ごろから相談し合える仲間づくりに努めます。</li> <li>○回覧板などを利用し、必要な情報の伝達や共有を図ります。</li> </ul>	町民
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会のホームページを新設するなど、インターネットやSNSを利用して発信する方法について検討します。</li> </ul>	地域組織・団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報の保護に配慮しつつ、関係機関・団体間で情報を共有し、地域課題に協働で取り組みます。</li> </ul>	社会福祉協議会
公助		福祉課

## (2) 包括的な相談体制の構築

### 【現状と課題】

福祉ニーズが多様化・複雑化している中、子ども、高齢者、障がいのある人などの問題が複合的に発生することがあるため、必要な情報を共有するとともに、総合的・専門的な相談機能の充実が求められています。

そのため、事業者や関係機関との連携を一層深め、サービスの提供を総合的に調整する体制を確立する必要があります。また、少子高齢化が進行する中、ひとり暮らし高齢者をはじめ、子育て支援など、多様化する地域の福祉課題や生活課題に対応していく必要があります。

アンケート調査によると、日常生活における悩みや不安（29、30頁）は、「老後のこと」や「健康のこと」が突出して多く、「災害時の備え」や「介護の問題」、「経済的な問題」も多くなっています。また、「悩みや不安はない」との回答は減少しており、相対的に悩みや不安を感じる人が増加していることがうかがえます。

このような状況の中、住民が抱える問題や課題を早期に発見し、適切に対応できるよう、行政の情報提供機能を向上するとともに、地域の身近な相談から総合的・専門的な相談まで、多様化・複合化するニーズに対応した相談支援体制を充実することが重要です。

### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
◇地域包括支援センターの活動内容の認知度	29.4%	40.0%
◇民生委員・児童委員の活動内容の認知度	36.2%	42.0%

※「◇」はアンケート調査による目標

## 【施策の方向】

### 1) 相談体制の充実

これまでの福祉相談を支えてきた、高齢、障がい、子育て分野の相談体制を充実するとともに、連携の強化を図ります。また、8050問題やヤングケアラーなど、分野横断的な課題を抱えている方を受け止められるよう、支援体制の充実を図ります。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○不安や悩みがあったら、一人で悩まずに各種相談窓口や相談員を活用できるよう、広報などを通じて、相談機関についての情報取得に努めます。	町民
共助	○地域で支援を必要とする人がいたら、町や社協の相談窓口へとつなぎます。	地域組織・団体
	○高齢者等の在宅生活を支援する地域包括支援センターの支援体制の充実に努めます。	社会福祉協議会
公助	○高齢者は地域包括支援センター、障がいのある人は相談支援事業者、子育ては子育て世代包括支援センター及び子育て支援センターが総合的な窓口となり、相談に対応します。 ○地域包括支援センターの相談体制を強化するなど、支援体制の充実を図ります。 ○身近な相談窓口として、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの各種相談員の活動支援を推進します。	健康課 福祉課

### ※子ども家庭センターとは・・・

母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成して、支援に当たります。また、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓にも取り組みます。

## 2) 相談しやすい地域づくり

アンケート調査でみられたように、悩みや不安を感じる人が増加しており、また、相談することや助けを求めるなどをためらうなどの心理的障壁により、問題解決に結びつかないことや地域で孤立してしまうことなどを防ぐために、相談しやすい地域づくりを推進します。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○地域の中に困っている人がいたら、相談相手になるように努めるとともに、必要に応じて民生委員・児童委員等の地域の組織や町役場、各種相談機関につなぎます。	町民
共助	○地域に関わる問題について、情報交換や意見交換ができる場をつくります。	地域組織・団体
	○福祉に関する総合相談窓口として、各種相談を幅広く受け、適切な保健・医療・福祉サービス等の関係機関へつなぎます。	社会福祉協議会
公助	○生活困窮者や引きこもっている人、成年後見等の権利擁護の制度を利用したい人に、町に相談することで解決につながることがあることを町民に広く知らせます。	福祉課 健康課

### (3) 福祉サービス施策の推進

#### 【現状と課題】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、それぞれに適した多様な福祉サービスの利用が可能であるとともに、サービスの量的・質的向上が重要です。

本町では、住民ニーズの多様化や近年の社会福祉改革・制度改正の中で、公的なサービスだけでは十分に対応できない状況がみられ、地域の多様な主体と連携し、地域福祉の効果的な推進を図っていく必要があります。

そのため、利用しやすい福祉サービスの充実と、安心して最適な福祉サービスが利用できる体制を強化するとともに、社会福祉協議会や事業者をはじめ、地域活動団体等との連携を図り、福祉サービスの質の向上や地域との協働による幅広いサービス提供を推進する必要があります。

日常生活自立支援事業や成年後見制度については、サービスを必要とする方が増えると考えられることから、社会福祉協議会や関係機関と連携し、取組の強化を図ることが求められます。

#### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
福祉サービスを利用しない元気な高齢者の割合	84.9%	80.0%

### 【施策の方向】

#### 1) 地域ケアの推進

地域において受けたいと思ったサービスが適切に受けられる環境を整えるとともに、サービスを提供する事業者や組織が連携して、相談からサービスを受けるまで一貫したケアが行えるよう体制の強化に努めます。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○高齢者が自分自身で介護予防や健康維持に取り組みます。	町民
共助	○住民同士のちょっとした助け合いやサークル活動、ボランティアによる支援に努めます。 ○地域の要配慮者が安心して生活できるように、生活支援サービスの充実に努めます。 ○きめ細かな包括ケアの推進のため、地域包括支援体制の充実・強化に努めます。	地域組織・団体 社会福祉協議会
公助	○保健・医療・福祉分野の関係団体・組織の協力のもと、地域包括支援センター等を中心に、相談業務など、各種機能を強化し、地域包括ケア体制の充実を図ります。	健康課 福祉課

## 2) 在宅福祉の充実

住み慣れた地域で安心して暮らすことは、様々な課題を抱えている人にとって重要なことであり、それを支えることが地域福祉の役割です。住み慣れた在宅で受けられるサービスの量と質を様々な担い手により確保し、切れ目や隙間のないサービス提供を目指します。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスについての正しい認識を深めます。</li> <li>○必要な時にサービスが利用できるよう、サービス提供事業所などの情報を日頃から得るように努めます。</li> </ul>	町民
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施している各種福祉サービスにおいて、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努めます。</li> </ul>	地域組織・団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅生活の維持と介護サービスの利用支援の充実を図るために、居宅介護支援サービスを提供します。</li> </ul>	社会福祉協議会
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。</li> <li>○子育て支援センターと子育て世代包括支援センターを中心として、子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>	健康課 福祉課

### 3) 介護予防の充実

高齢者が生きがいを持って健康な生活を継続することができるよう、地域の実態把握・課題分析を行い、地域における共通の目標を設定・共有し、幅広い専門職の関与を得ながら、介護予防・重度化防止の取組を進めます。また、心身の機能低下を防ぐフレイル予防や社会参加の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、疾病予防・重症化防止に努めます。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○地域活動や人材活用を促進する町の介護予防・生きがい活動に参加します。	町民
共助	○地域活動や人材活用を促進する町の介護予防・生きがい活動の推進に協力します。	地域組織・団体
		社会福祉協議会
公助	○介護予防の普及啓発に取り組むとともに、多くの高齢者が介護予防に取り組む場の確保と事業への参加が必要な方の把握・利用促進に努めます。	健康課

### 4) 保健・医療・福祉分野の連携強化

複合化・複雑化した課題を抱えている家庭に対し、分野ごとの支援では本質的な解決につながらないことが多くなっています。

そのため、各機関の強みを活かした支援を行うとともに連携を強化し、地域の課題解決を目指します。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○適切な福祉サービスの利用を心がけます。	町民
共助	○地域で支援が必要な人を把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等へつなげます。 ○福祉サービスを補完する活動に積極的に取り組みます。	地域組織・団体
	○町や地域、関係機関等との連携を強化し、課題解決を図ります。	社会福祉協議会
公助	○保健・医療・福祉分野の各事業所、専門機関との連携を促進し、福祉サービスの提供を総合的に強化します。 ○関係機関や子育て支援関係者との協力体制を強化し、子育てしやすい地域づくりを進めます。	健康課 福祉課

### 3 きめ細かな課題解決ができる地域づくり

#### (1) 地域福祉を支える地域づくり

##### 【現状と課題】

少子高齢化や核家族化、世帯の単身化が進行する中、孤独・孤立対策や引きこもりなど、地域における生活課題は更なる多様化・複雑化が見込まれます。こうした福祉課題や生活課題に対応していくためには、日頃からの地域での支え合いや助け合いにより地域力を高めていくことが重要です。

しかし、就労形態や居住形態の変化、価値観の多様化などを背景に自治会未加入世帯が増加し、地域のつながりが薄れ、地域の問題解決能力は低下している状況です。

アンケート調査によると、地域における支援に向けた役割分担（31頁）について、「基本的には行政が行い、住民もある程度は関わる」が最も多く、「基本的には行政が行い、住民も積極的に関わる」と合わせ、行政が軸となり、住民がそれに関わる形を望む人が全体の6割以上となっています。

そのため、地域における団体や組織の活動が、より地域に根づき、活性化していくよう、自治会や個々の小地域福祉活動の充実と、人材育成、関係機関や団体間の連携強化が必要です。また、小地域福祉活動など、地域の活動支援は社会福祉協議会がその中心的な役割を果たしていますが、今後、さらなる地域福祉の推進を図るため、町と社会福祉協議会の連携を一層深め、住民主体の地域福祉活動を側面から支援し、自治意識の高い地域づくりを進めていく必要があります。

##### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
小地域福祉活動指定地域数	7自治会・5団体	8自治会・7団体

### 【施策の方向】

#### 1) 自治組織による地域福祉活動支援

自治会をはじめとする自治組織は、地域福祉において、個人や家庭に次ぐ、地域を構成するための重要な圏域であり、あらゆる小地域福祉活動の基礎となります。また、普段の活動がもたらすつながりが非常時にも重要な役割を果たします。

そのため、これらの組織による活動が充実したものとなるよう支援を行います。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の一員として、地域活動の企画や運営に主体的に参加します。</li> <li>○隣近所でいさつをかわし、日頃からの付き合いを大切にします。</li> <li>○隣近所での声かけや見守り活動などに積極的に参加します。</li> <li>○自治会活動に積極的に参加します。</li> </ul>	町民
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な地域における見守り活動を組織的に進めるため、見守りネットワークの構築・実施に向けた話し合いを行います。</li> </ul>	地域組織・団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域全体での交流が広がるよう、誰もが気軽に参加できるサロンや行事を企画します。</li> </ul>	社会福祉協議会
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会をはじめとする地域組織活動の活発化を図るため、自治会への加入や活動への参加を促進します。</li> <li>○地域における生活課題に連携して取り組むため、自治会又はブロック単位で、誰もが参加でき、地域の情報を共有し、みんなで支え合い、助け合える体制の構築を促進します。</li> </ul>	地域防災課 健康課

## 2) 社会福祉協議会との連携強化

中井町社会福祉協議会は、地域包括支援センターの受託をはじめ、福祉サービスの提供を含め、地域におけるさまざまな福祉ニーズに対応するための取組を行っており、本町の地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

今後も、地域福祉の推進役を担う社協との協働による地域づくりを推進するため、一層の連携・協力の強化を図ります。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○社会福祉協議会の存在や活動内容について知ることを心がけます。	町民
共助	○自主的な地域活動を積極的に実施します。	地域組織・団体
	○世帯構成の変化や、地域における人間関係の希薄化などによる社会的な孤立、虐待等に対応した地域での見守り体制づくりと生活困窮者支援を進めます。	社会福祉協議会
	○小地域における自主的な福祉活動の定着と地域支援サービスの拡充に努めます。	
公助	○多職種協働による要援護者の地域の支援ネットワークの構築に向けた地域包括支援体制の拡充に努めます。	健康課
	○地域福祉を推進するうえで中核となる組織として、今後も連携を強化するとともに、必要な支援を行い、基盤強化を図ります。	福祉課

### 3) 民生委員・児童委員との連携強化

本町では、23人の地区担当の民生委員・児童委員と、2名の主任児童委員が活動を行っています。地域の実情を把握し、住民が気軽に相談できる窓口として重要な役割を果たすため、一層の連携強化を図ります。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○自分の地域の民生委員・児童委員を知り、普段からの関係づくりに努めます。	町民
共助	○民生委員・児童委員との連携を強化し、支援が必要な住民を把握するなど、地域における活動を充実します。	地域組織・団体
	○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などへ声をかけ、訪問活動を充実します。	社会福祉協議会
公助	○地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動強化を推進するとともに、必要な情報の提供や研修の実施等の支援を行います。 ○民生委員・児童委員の活動等への理解を促進し、地域の身近な相談役として活動しやすい環境づくりを推進します。	福祉課

## (2) 地域資源を活用した交流の拠点づくり

### 【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、地域住民自らがお互いに交流を深め、地域の問題は地域のみんなで協力して解決していくとする意識が必要です。また、地域での交流を活性化させていくためには、身近な地域における交流の場があることも重要になります。

アンケート調査によると、地域福祉を推進するために必要なこと（33頁）として、「町民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が最も多くなっています。

そのため、地域で気軽に集まることができる場や機会を充実するとともに、既存施設を活用した地域の拠点づくりを進めることが求められます。

### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
転倒骨折予防体操教室を実施する自治会	17自治会	20自治会
サロン活動を実施する地域	10地域	15地域

## 【施策の方向】

### 1) 地域の行事への支援強化

身近な地域の行事や活動は、住民が興味を持ちやすく、参加するきっかけとなりやすいものです。しかしながら、近年は自治会への加入率が低下しています。そのため、地域の行事や活動への支援を強化し、活性化を図ります。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○地域で実施されている行事や活動に積極的に参加します。	町民
共助	○日常的に地域の人と交流できるような活動を企画・実施します。	地域組織・団体
	○日常的に地域の人と交流できるよう、サロン活動の充実を図ります。	社会福祉協議会
公助	○地域内でのコミュニケーション、連帯を深めるきっかけとして、地域における様々な行事の活性化を図ります。 ○自治会や地域団体の自主活動の育成・支援を図ります。	地域防災課

### 2) 健康づくり活動による交流づくり

健康はあらゆる人にとって重要なテーマです。各種健診（検診）の受診やサロン活動等に取り組むことは、疾病予防や介護予防につながるとともに、地域での交流機会となることから、健康づくり活動を通じた地域交流を支援します。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○健診・検診を積極的に受診します。	町民
共助	○地域での健康づくり活動への参加や支援を行います。	地域組織・団体
	○保健福祉センターを活動拠点とした生きがい・介護予防対策事業との連携を図ります。	社会福祉協議会
公助	○高齢者を中心に、自主的・継続的に取り組む健康づくり活動を推進し、地域や社会への参加のきっかけづくりに努めます。 ○高齢者人口が増加する中で、地域の高齢者が健康づくり、介護予防を含めたサロン活動・自主活動の場づくりを地域包括支援センターとともに進めます。	健康課

### 3) 地域交流の拠点づくり

地域における住民が集うための場は、自治会館等の拠点だけでなく、サークルやサロン活動、親しい仲間との集い、行事やイベントなどの機会などがあります。

そのため、小地域における課題を見つけ、自らの力で解決する力を育むため、誰もが集える環境の充実を図ります。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○公共施設を積極的に利用します。	町民
共助	○地域の行事やイベントなどに積極的に参加できる体制づくりを進めます。 ○活動に利用できそうな地域の施設を有効に活用します。 ○子育て中の親や子どもたちなどが交流できる子育てサークルやサロン活動などを展開します。	地域組織・団体
	○地域交流のための支援体制づくりとして、地域集会施設等の身近な拠点を有効活用し、誰もが気軽に集えるサロン活動などの展開を図ります。	社会福祉協議会
公助	○地域で気軽に集い、話をすることができる場をつくるとともに、仲間づくりを推進し、地域の支え合いを図ります。	健康課 福祉課

### (3) 地域の要配慮者に対応した地域づくり

---

#### 【現状と課題】

高齢者や子ども、障がいのある人等への虐待が社会問題となっていますが、虐待を未然に防ぎ、虐待に早期に対応できるよう、関係機関との連携を強化するとともに、保護者や介護者の負担を軽減するための支援を充実することが重要です。

また、地域の福祉課題が多様化・複雑化する中、すべての町民がその人らしい生活を送る権利を保障し、必要な支援を提供する環境を充実するとともに、ひきこもりや孤独・孤立対策等として、適切な情報の把握と必要なサービスの提供が必要です。

関係団体アンケート調査によると、今後の課題（39頁）として、困難事例の共有と支援の充実や町との協力体制の更なる充実などが挙げられています。

社会的孤立などの福祉サービスの利用に結びつきにくい事例には、関係機関や民生委員・児童委員を中心とした地域のネットワークを構築し、地域の様々な情報やニーズを共有することが求められます。

## 【施策の方向】

### 1) 虐待の早期発見・早期解決

虐待については、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法などの法律が制定されており、これらについての適切な対応が求められます。

そのため、虐待についてすべての町民や関係団体が学び、事態が深刻化しないよう、早期発見・早期解決に努めます。

## «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待や、虐待を受けた時の対応について学び、普段の生活に活かします。</li> <li>○虐待を発見したなどの際は、町役場に通報するなど適切な対応を取ります。</li> </ul>	町民
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待を未然に防ぐための見守り活動を行い、問題の早期発見に努めます。</li> </ul>	地域組織・団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯構造の変化や、地域における人間関係の希薄化等による社会的な孤立、虐待等に対応した地域での見守り体制づくりを進めます。</li> </ul>	社会福祉協議会
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障がいのある人や子ども等に対する虐待に対して、民生委員・児童委員、事業所や警察等関係団体による虐待防止のネットワーク構築を図るとともに、虐待に関する啓発を広く住民に行い、虐待の未然防止や早期発見・早期解決に努めます。</li> <li>○相談体制や子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、必要に応じて関係機関等への情報提供・連携を図るよう努めます。</li> <li>○要保護・要支援児童の転入出時において、情報提供による市町村間での連携を適切に行い、支援の継続を実施します。</li> <li>○関係課と協力し、居住実態が把握できない児童・生徒の把握及び確認に努めます。</li> </ul>	健康課 福祉課 教育課

## 2) 社会的孤立者等への対応

家族や地域と接触がない社会的な孤立状態にある人は、尊厳や生きがいを喪失しやすく、不健康な生活に陥りやすいため、病気や寝たきり等のリスクが生じるとともに、孤独死にもつながることが想定されます。

そのため、個人の尊厳を重視しながら適切な支援を行うとともに、日頃からのあいさつ等を通じた関わりが持てるよう、地域における支援や対応の充実を図ります。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○隣近所であいさつを交わし、日頃からの近所付き合いを大切にします。	町民
共助	○地域での関わりを深めることにより、社会的な孤立状態になる恐れのある住民を把握し、見守るとともに必要な支援につなぎます。	地域組織・団体
	○自治会や地域の活動グループ等が行うサロン活動や、地域での支え合い活動、見守り活動など、小地域での福祉活動を支援します。 ○地域における住民相互の支え合いを目的とした「生活支援サービス事業」を町より受託し、社会的孤立者にならないよう、ボランティアによる話し相手等の生活支援を実施します。	社会福祉協議会
公助	○経済的自立及び支援のための横断的なネットワークの構築と支援を推進します。	健康課 福祉課

### 3) 潜在的な要支援者の把握の充実

問題を抱えている相談しにくい場合や本人にその自覚がないといった潜在的な要支援者は、問題が深刻化しやすいことがあります。

そのため、隣近所への声かけや見守りから地域のネットワークまで、円滑な連携を行う体制を構築し、要支援者の把握に努めます。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○隣近所での声かけや見守り活動などに積極的に参加します。	町民
共助	○地域での関わりを深めることにより、要支援者を顕在化し、見守るとともに必要な支援につなぎます。	地域組織・団体
	○地域包括支援センターと関係機関の円滑な連携を図り、早期発見・早期解決に取り組みます。	社会福祉協議会
公助	○要支援者の把握及びサービス利用のための地域ネットワークの構築と支援を推進します。 ○要支援者への対応も含めた防災訓練などの実施に努めます。 ○要支援者の生活支援に対する人材育成に努めます。 ○支援が必要な人の把握に努めるとともに、必要と思われる支援を案内するなど、利用の促進に努めます。	健康課 福祉課

## 4 安心・安全に暮らせる地域づくり

### (1) 地域の防災・防犯体制の強化

#### 【現状と課題】

近年、台風や大雨等による自然災害や、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが増えてきており、住民の防災・防犯に対する関心が高まっています。

そのため、災害への日頃からの備え、地域の安心・安全を支える防犯活動や交通安全対策などについて、地域と行政が協働して進めることが重要です。

急傾斜地を抱える本町では、土砂災害の警戒区域が多いことから、隣近所で見守り、助け合う地域防災の重要性が高く、特にひとり暮らし高齢者や障がいのある人、寝たきりの人などは、災害時や緊急時に支援が不可欠となります。

近年は、子どもや高齢者を狙った犯罪が多発しており、被害に遭わないようにするため、隣近所での交流や見守り、声かけを通して、日頃からのつながりを深めるとともに、地域活動団体や関係機関との連携を強化し、犯罪に対応できる地域づくりを進めていくことが求められます。

#### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
子ども安全パトロール員の登録者数	47人	70人
防犯灯の設置数	1,210基	1,260基
安心安全メールの登録者数	721人	900人

## 【施策の方向】

### 1) 地域防災体制の強化

地域において、いざという時に円滑な対応を行うためには事前の体制づくりが欠かせません。住民一人ひとりが居住地域の避難場所や経路等の確認を行い、地域では顔の見える関係を築いておくなど、日頃からの積み重ねが防災体制の強化につながります。

行政では、個人情報に配慮しながら、地域の高齢者、障がいのある人、妊産婦や乳幼児など、災害時における要配慮者の把握に協力し、災害時の対応に備えます。

## «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○避難場所や経路、防災設備や非常持ち出し品を定期的に確認します。	町民
共助	○団体やサービス提供事業者間で、災害時の対応について話し合う機会を持ち、地域情報の共有化を図ります。 ○災害時や緊急時において支援を要する人の把握を行います。 ○自主防災組織を中心に、避難訓練や防災教室を開催し、地域防災力を高めます。	地域組織・団体
	○災害対応のため、関係団体との相互理解を深め、人材の育成に努めます。 ○既存のボランティアグループや団体等への、災害時の活動の周知や意識啓発に努めます。	社会福祉協議会
公助	○個人情報に留意しながら避難行動要支援者を把握し、民生委員・児童委員や各地域、関係機関で支援できる体制の構築を推進します。 ○各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、地域が主体となった防災訓練等を通じて、地域住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。 ○高齢者や障がいのある人等の社会福祉施設においても、災害時に迅速に対応できるように努めます。	地域防災課 健康課 福祉課

## 2) 災害時における地域支援体制の強化

災害時は、住民が被災するだけでなく、行政機関も同様に被災することが考えられ、そのことが初動の遅れにつながることも想定されます。

そのため、地域の力を育てるとともに、被災していない地域からの支援の受け入れについて対応想定を十分に行うなど、支援体制の強化を図ります。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○自主防災組織の活動に積極的に協力します。	町民
共助	○災害時や緊急時における支援活動を円滑に実施するため、見守り活動のネットワーク構築に努めます。	地域組織・団体
	○町との協働により災害ボランティアの発掘・育成や災害ボランティアセンター運営マニュアルの徹底を図ります。	社会福祉協議会
公助	○災害発生時において、自力で避難することが困難な人をはじめとする避難行動要支援者などの安全を確保するため、福祉及び防災関係機関と関係団体、地域などが連携し合い、的確かつ迅速に取り組んでいけるよう、総合的な支援体制づくりを進めます。	地域防災課 福祉課

### 3) 地域における安全の確保

通学・通園中の子どもや、独居等の高齢者等は、人目のない所で交通事故による被害や詐欺などの犯罪等に遭うリスクが高くなりやすいものです。地域における危険箇所を把握し、地域住民等による見守りを通じ、安全の確保に努めます。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○子どもや高齢者を狙った犯罪を防ぐため、注意を呼びかけるなど見守りを行います。	町民
共助	○子どもたちとの交流を深めながら、交通安全や防犯を進めるため、登下校時の見守り活動を充実させます。	地域組織・団体
	○小地域の中で、お互いに助け合いながら、高齢者が安心して生活できるように地域の連帯感を高められるよう支援していきます。 ○小地域福祉活動の中で、日頃から気軽に声をかけあうことで、地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の強化を図ります。	社会福祉協議会
公助	○地域住民等による児童・生徒の登下校の見守りや、子ども110番の家、「わんわんパトロール隊」などにより、地域で子どもや家庭を見守る体制を強化します。	地域防災課 教育課

### 4) 地域防犯体制の強化

地域における防犯組織等と連携し、防犯体制の強化に努めます。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○地域の防犯活動に積極的に参加します。 ○隣近所と顔見知りになり、犯罪が起きにくい地域にします。	町民
共助	○地域の中の様々な団体・事業所と連携し、地域ぐるみの防犯活動を展開します。	地域組織・団体
	○高齢者の特殊詐欺等の被害防止のため、地域包括支援センターが、関係機関と連携して取り組みます。	社会福祉協議会
公助	○被害が多発する振り込め詐欺や、青少年を巻き込む犯罪を防ぐため、地域や関係団体・機関との連携を強化し、町民一人ひとりの防犯意識の向上を図ることで、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。	地域防災課

## (2) 誰にもやさしいまちづくり

### 【現状と課題】

本町の公共交通手段はバスに限られており、医療機関や商業施設が少ないとから、通院や買い物などの日常的な外出時において、十分な移動手段がない交通弱者が多いと考えられます。

高齢者や障がいのある人の地域での生活や社会参加を促進するうえで、誰もが安心して歩ける歩道の確保や公共施設の段差解消など、バリアフリーを取り入れた人にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、住民一人ひとりにとって、自分たちの住む地域が、快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、バリアフリー化の推進や外出・移動しやすい環境づくりが求められます。また、地域住民の利用ニーズに対応し、便利で持続可能な交通システムを提供するため、交通事業者との連携や協力体制を強化する必要があります。

### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
福祉有償運送の登録者数	285人	300人
福祉有償運送の利用者数	延べ1,397人	延べ1,450人
社会福祉協議会の送迎ボランティアへの登録者数	3人	6人

## 【施策の方向】

### 1) 人にやさしい地域づくり

地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、住民からの地域の声を活かしながら、歩道や公共施設がより使いやすいものとなるよう取組を進めます。

## «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリーの視点から、道路や施設の状態を確認し、危険な箇所があつたら町に連絡します。</li> <li>○交通機関や駐車場を利用する時は、高齢者や障がいのある人の利用を妨げないようにします。</li> <li>○点字ブロックの上に立ち止まつたり、荷物を置かないなど、バリアフリーに対する理解を深めます。</li> </ul>	町民
共助	○施設等のバリアフリーについて確認します。	地域組織・団体
	○福祉教育として、高齢者疑似体験、車イス体験、手話講座等を実施します。	社会福祉協議会
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰にとっても利用しやすい公共施設の環境づくりに努めます。</li> <li>○新たな歩道の整備や既設歩道の段差・傾斜の解消等、歩道の利用環境の向上に努めます。</li> <li>○安全な道路環境の整備と維持・管理の向上に努めます。</li> </ul>	まち整備課 総務課 福祉課

## 2) 移動手段の確保

本町には鉄道駅がなく、自家用車が普及していることもあり、公共交通手段がバスに限られている状況ですが、近年は高齢者の免許返納などによる交通手段の不足が問題となっています。

そのため、地域の力を活用した移動手段のあり方を検討し、安心して移動できる手段の確保に努めます。

### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○移動手段について家族や隣近所と話し合います。	町民
共助	○地域行事の開催の時などは、住民相互の協力で送迎を行います。 ○外出を支援するボランティアの育成に努めます。 ○外出が必要なとき、地域住民による乗り合わせなど、車で送迎できる仕組みを考えます。	地域組織・団体
	○安全で安定的な福祉有償運送サービスの提供に努めます。 ○ボランティアの協力による、介護予防事業参加者に対する送迎サービスを実施します。	社会福祉協議会
公助	○路線バスの運行維持に努めるとともに、生活圏にあわせた移動手段の確保を目指し、近隣市町や交通事業者と連携し、住民ニーズに対応した交通システムの提供に努めます。	企画課

### 3) 移送サービスの充実

介護保険制度や障害者福祉サービスでは、移送に伴うサービスが含まれるものがあります。また、福祉有償運送など、地域で実施している様々な移送サービスがあります。

各サービスには特性があるものの、より使い勝手の良いものとなるよう充実に努めます。

#### «具体的な取組»

役割	取組内容	主な担い手
自助	○隣近所で移動に困難を抱えている人の支援や必要なサービスへのつなぎを行います。	町民
共助	○公共交通による移動の対応が難しい場合において、住民互助による移動支援サービスの導入を検討します。	地域組織・団体
	○介護予防支援活動と連携した移送システムの提供に努めます。 ○地域の要支援者の外出支援と移送サービスの充実に努めます。	社会福祉協議会
公助	○ボランティアによる送迎サービスへの支援を図り、介護予防事業等への参加をしやすくするなど、移送サービスの充実を促進します。 ○移動が困難な方が、気軽に外出する機会が増えるよう、引き続き、地域の交通手段の確保に努めます。	健康課 福祉課



## **第5章 第2期中井町生活困窮者自立支援計画**

---

1 支援につながる孤立しない地域づくり

---



## 1 支援につながる孤立しない地域づくり

### 【生活困窮者自立支援計画について】

生活困窮者自立支援計画は、平成27年より施行されている生活困窮者自立支援法や、平成26年に出された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」、令和6年に公布された「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」等に基づき、本プランに盛り込むべき生活困窮者自立支援方策を取りまとめたものです。

生活困窮者自立支援法では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しています。また、生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えており、社会的孤立や孤独などの社会的排除状態となっている背景もあることから、単に経済的困窮という表面上の課題のみに対応しても本質的な解決にならない場合もあります。

生活困窮者自立支援制度の目標は、生活困窮者の自立と尊厳を確保した支援、生活困窮者支援を通じた地域づくりです。

生活困窮者の自立を支援するにあたっては、生活困窮者の早期発見と包括的な支援が重要であり、他の福祉施策や関連施策等との連携を推進し、地域のネットワークを強化していくことが求められます。こうした取組は、生活困窮者支援の充実のみならず、地域福祉の充実にも資するものとなります。

令和6年に公布された「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」では、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図ることとされており、住宅支援の強化や子どもの貧困への対応の充実が求められます。

そのため、本町では、あらゆる人が地域から排除されることなく、それぞれの状況に合わせてよりよい生活を目指すため、第2期中井町生活困窮者自立支援計画を策定します。

### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
生活困窮者からの新規相談受付件数	10件	20件
自立支援機関への新規相談の報告件数	5件	10件
中井町自立生活支援相談センター（仮称）の設置	未設置	設置

## (1) 生活困窮者を支えるしくみづくり

### 【施策の方向】

#### 1) 生活困窮者の把握と対応

生活困窮者からの相談は、高齢、障害、疾病、多重債務、社会的な孤立などの課題を複合的に抱えている場合が多いことから、複雑化・困難化する前の早期の段階で支援に取り組みます。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
早期把握・早期対応	○庁内関係所管や地域の関係機関、地域で活動している様々な団体と連携し、対象者の早期把握に努めます。

#### 2) 地域で活動している団体との連携

様々な課題を抱える生活困窮者に対して、社会的な排除の状態が生じないよう、既存の地域の社会資源との連携や新たな社会資源の創出、地域住民の理解を促進するための機会づくりなど、町や地域、住民が一体となった地域づくりを推進します。また、地域における生活困窮者自立支援制度の認知度を高め、連携を促進するため、一層の周知を図ります。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
関係団体等との連携	○地域で活動する様々な団体と連携し、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える地域づくりを推進するとともに、これらの団体の活動について広報します。
団体活動の支援	○活動を実施したい団体からの相談を受け付け、場所や行うことのできる支援についての案内を行います。

## (2) 生活困窮者への支援

### 【施策の方向】

#### 1) 県で実施する生活困窮者自立支援制度に基づく各種の支援

生活困窮者及び生活困窮者の家族、その他の関係者からの相談に応じ、一次的な相談支援として、必要な情報の提供及び助言、県との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図ります。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労やその他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施します。</li> <li>○神奈川県では「自立相談支援事業」を社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会に委託しており、本町でも相談を受け、本事業へと結びつけるための「自立生活支援相談センター（仮称）」の設置を目指します。</li> </ul>
住居確保給付金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○離職などにより住居を失った又はそのおそれがある方に対し、就職に向けた活動をすることなどを条件として、有期で家賃相当額を支給します。</li> </ul>
就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、一般就労に必要な基礎的能力を習得するための訓練を有期で実施します。</li> </ul>
学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への相談支援を実施します。</li> </ul>
家計相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家計に課題を抱える方への家計管理能力を高め、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援を実施します。</li> </ul>

### 2) 関係機関等による支援

生活困窮者が抱えている課題を把握・分析し、ニーズに応じた適切な支援につなげられるよう、関係機関等と連携・協力して支援を行います。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
生活保護制度の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護受給世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。</li> <li>○生活保護受給世帯の自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。</li> </ul>
生活福祉資金の貸付 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談・支援を行います。</li> </ul>
生活困窮者等生活支援事業 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者等に対し、一時的に必要な食料等の支援を行います。</li> </ul>



## **第6章 第2期中井町成年後見制度利用促進基本計画**

---

---

1 一人ひとりの権利が十分に守られる地域づくり

---



## 1 一人ひとりの権利が十分に守られる地域づくり

### 【現状と課題】

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項において、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとしており、これに基づき策定するものです。

成年後見制度とは、認知症やさまざまな障害などにより判断能力が不十分な方々が、自分に不利益なことがあっても気づけずに契約等を行ってしまい、被害をこうむるおそれがあるため、判断能力の不十分な方々を保護し、支援するための制度です。

しかし、成年後見制度は、日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うための重要な制度であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態でも、地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるよう、権利擁護を総合的に考え、支援につなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

令和4年3月に策定された、成年後見制度の方向性を示す「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、意思決定支援の更なる浸透や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどにより、地域共生社会の実現を目指すことが示されており、自立した地域社会での生活の継続に向けたつながりを強化していくことが重要です。

そのため、本町では、尊厳のある自分らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進することができるよう、第2期中井町成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

### 【施策の目標】

項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
成年後見制度等の相談件数	2件	5件
町長申立て件数	0件	3件
◇成年後見制度の名称と内容を知っている人の割合	39.6%	45.0%
◇町の成年後見制度の相談窓口を知っている人の割合	34.9%	40.0%

※「◇」はアンケート調査による目標

## (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

### 【施策の方向】

#### 1) 権利擁護の推進

各種制度を適切に実施するとともに、これらに携わる必要な人材を十分に育成し、権利擁護を推進します。また、制度を必要とする人を各種制度の利用につなげるため、周知啓発等を行います。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護・成年後見制度に関する周知啓発、情報提供を行うとともに、関係機関と協力し支援します。</li> <li>○日常生活自立支援事業や成年後見制度の推進のもと、権利擁護を一層充実します。</li> </ul>
自立支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施を図ります。</li> </ul>

## (2) 制度を利用しやすい環境の整備

### 【施策の方向】

#### 1) 見守り体制の充実

後見等開始前は、地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付けるとともに、本人と社会との関係性を修復・回復していく必要があるため、見守り体制の充実を図ります。

後見等開始後は、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する必要があるため、支援体制の充実を図ります。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
担当者会議等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後見等開始前は、できる限り、本人や家族のことをよく知る既存の介護保険や障害福祉等における担当者会議等を活かし、見守りの体制を整えます。</li> </ul>
後見等担当者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後見等開始後は、後見等担当者を見守りの体制に加え、支援を行います。</li> </ul>

## 2) 実施体制の整備等

成年後見制度利用促進法では、地域連携ネットワークの整備や中核機関の整備が求められており、様々な相談に対応できる法律、福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携と、対応の強化の推進役としての役割が期待されます。

また、市町村における中核機関の機能については、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、地域包括ケアや既存のネットワークなどの資源も十分活用しながら整備を進めていく必要があります。

中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じて市町村の直営又は委託などにより設置することが望ましいとしています。

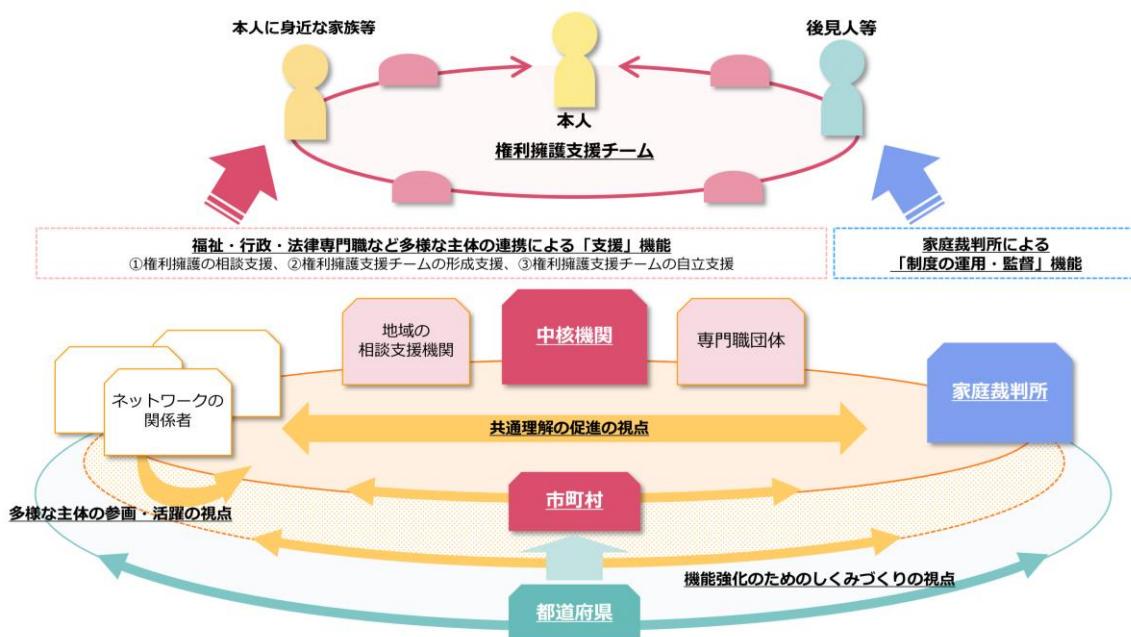
令和4年7月に、足柄上地区の1市5町が成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関「あしがら成年後見センター」を共同で設置し、制度の広報や相談、後見人への支援、後見人候補の選定、家庭裁判所との連絡調整を行っています。また、社会福祉士などの専門職を配置するほか、弁護士や司法書士と相談できる体制を整備しました。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
成年後見制度等の利用促進のための体制強化	○認知症高齢者や障がい児・者の生命財産を守る目的の日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進にむけ、あしがら成年後見センターと連携を密にして進めていきます。

### ■地域連携ネットワークのイメージ

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人のが、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」



## **第7章 第2期中井町自殺対策計画**

---

1 不安を抱えた時にも支え合える地域づくり

---



## 1 不安を抱えた時にも支え合える地域づくり

### 【自殺対策計画について】

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」として認識されるようになり、全国の自殺者数はピーク時の3万人台から2万人台まで減少しました。平成28年に改正された自殺対策基本法では、自殺対策を「生きるための包括的な支援」と新たに位置付け、地方自治体に自殺対策のための計画策定が義務付けられました。

平成19年6月に策定された自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもので、概ね5年ごとに見直され、令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など」が追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられています。

本町における自殺者数の状況は、過去5年間で4人、うち3年間は自殺者ゼロとなっています。

そのため、本町では、社会情勢の変化や新たな課題等に対応するとともに、これまでの取組を充実し、「誰も自殺に追い込まれることのない町」の継続を目指します。

#### ■本町の自殺者数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自殺者数（人）	1	0	3	0	0

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

### 【施策の目標】

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
過去5年間の自殺者数	4人	0人
◇悩みやつらい気持ちに耳を傾けてくれる人の割合	82.7%	88.0%
◇助けを求めるためらいを感じる人の割合	44.1%	40.0%

※「◇」はアンケート調査による目標

## (1) 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり

### 【施策の方向】

#### 1) こころの健康づくりの推進

こころの健康が損なわれそうになったときに、すみやかに適切な機関へ相談ができるよう、支援体制を整備します。また、家族や身近な人を自殺で亡くした人は、自責の念にかられたり、周囲の偏見に傷つくなど、こころや身体に長い間様々な影響を受けることがあるため、残された遺族に対するケアを行います。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
町民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺に至る経路や自殺の実態について周知啓発、情報提供を行います。</li> <li>○研修会・講演会等の開催を検討します。</li> </ul>
生きることへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢や障がい、子ども・子育て、生活困窮者等の各相談支援体制の充実を図り、早い段階での様々な要因への対応を通じて、自殺対策につなげます。</li> <li>○各分野の相談員に対して、相談者の悩みが小さな要因ではあっても自殺と結びつく可能性があることを研修等の機会を通して身につけるよう努めます。</li> </ul>
自死遺族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自死遺族が相談できる機関への適切な案内を心がけ、孤立の防止に努めます。</li> </ul>
命を大切にする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが他人や自分を傷つけずに、自分のことを肯定する気持ち（自己肯定感）を育むことができるよう、命の大切さや尊さを伝える取組を推進します。</li> </ul>
児童・生徒がSOSを出しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児期・学童期は、自分の考えを相手に伝える力が十分に備わっていない時期であるため、教育の場面などを通し、大人が児童生徒への発信に対し、丁寧に対応することができるよう意識啓発を図ります。</li> <li>○児童・生徒が困難やストレスに直面した場合に躊躇なく助けの声をあげられるよう、信頼できる大人との関係づくりに努めます。</li> </ul>

## (2) 地域におけるネットワークの強化と人材の育成

### 【施策の方向】

#### 1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進にあたって、行政機関、医療、教育、各種地域団体、企業等が相互に連携・協働する仕組みを充実します。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
自殺対策会議の開催	○当面は、関係所管課がそれぞれの取組を推進する過程において、他課と連携していく視点が重要であるため、庁内における自殺対策会議の開催を行い、ネットワークの核とします。
ネットワークの構築	○地域との連携のあり方について、町内の各種社会資源や対象者数を鑑み、近隣の市町の動向を見ながら、どのような規模でこれらの協議会やネットワークを構成し、現時点では町が対応を行っている中核機関の役割をどのように構成するかについての検討を進めます。

#### 2) 自殺対策に対する人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」や支援への「つなぎ」が重要であることから、その役割を担う人材育成の取組を充実します。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
学習機会の提供	○町民に対して、広報等を通じて情報を提供するとともに、民生委員・児童委員、地域活動やボランティア活動などを実践する方などへの学習機会の提供を行います。
支援者の資質の向上	○相談職や支援者に対し、自殺予防に関する研修などを通して、複合的な悩みに適切に対応できるよう資質の向上を図ります。 ○特に、教育の現場に携わる学校教職員に対して、研修会などの機会を通じ、児童・生徒の悩みを的確に聞き取ることのできる人材の育成に努めます。
支援者的心のケアの推進	○自殺対策に携わる職員などの「心のケア」の推進のために、支援者的心のケアの大切さや具体的な方法について学ぶ研修を行います。



## **第8章 第1期中井町再犯防止推進計画**

---

---

1 再犯防止の理解を深める地域づくり

---



## 1 再犯防止の理解を深める地域づくり

### 【現状と課題】

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項において、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、これに基づき策定するものです。

全国の刑法犯の認知件数（警察が発生を認知した数）は年々減少しており、再犯者も減少しています。一方、再犯率は、初犯者の大幅な減少により近年は増加傾向にあり、令和4年では47.9%と高い割合を占めています。

平成28年12月に再犯防止推進法が制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

犯罪は決して許されるものではなく、犯罪をした人等を支援することに疑問や違和感を持つ人もおり、本町のアンケート調査（37、38頁）においても推察されます。しかしながら、犯罪をした人等も支援を必要としている一人の町民であり、地域社会から排除し孤立させることは問題の解決にならないばかりか、再犯のリスクを高めることにつながりかねません。

犯罪をした人等の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存があるなど、様々な困難を抱える人もいます。犯罪をした人等の課題に対応し、再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではなく、社会復帰後に地域社会で孤立させない支援を国や地方公共団体、民間団体等が緊密に連携して実施する必要があります。

そのため、本町では、再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、犯罪をした人等の立ち直りを社会全体で支援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まない取組を推進するため、「第1期中井町再犯防止推進計画」を策定します。

### 【施策の目標】

項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
◇犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う町民の割合	25.4%	30.0%

※「◇」はアンケート調査による目標

## (1) 再犯を防ぐ地域づくり

### 【施策の方向】

#### 1) 再犯防止に関する理解促進

犯罪をした人等が再び社会を構成する一員として受け入れられるよう、広く町民の理解と協力を得ることができるよう普及啓発に取り組みます。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
社会を明るくする運動	○犯罪のない明るい社会を目指す“社会を明るくする運動”として、チラシの配布やポスターの掲出等による広報活動を行います。
学校等との連携	○再犯防止に関する周知啓発に努めます。 ○非行をした児童生徒の更生や生活の安定を図るため、学校や関係機関等との連携や情報共有に努めます。

## (2) 立ち直りへの切れ目のない支援

### 【施策の方向】

#### 1) 関係機関・関係団体等との連携

「誰一人取り残さない」社会を実現するために、関係機関や民間団体等と緊密な連携・協力をしながら、再犯の防止等に関する切れ目のない支援を推進します。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
ネットワークづくり	○県と民間団体、国機関との域内のネットワーク構築に取り組むことで、地域社会における支援連携体制の強化を図ります。
就労先・住まいの確保	○就労と適切な帰住先の確保に取り組むことにより、刑事施設等を出した者の生活基盤の安定を推進します。

## 2) 適切な保健・医療・福祉サービスの利用促進

支援を必要とする犯罪をした人等が適切な公的サービスを利用して、再犯に及ぶことなく安心して暮らしていくことができるよう支援します。

### «具体的な取組»

取組	取組内容
相談支援	○経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。
保健医療・福祉サービスの利用促進	○高齢又は障がいがある等の理由により、円滑な社会復帰が困難と認められる方を必要な福祉的支援に結び付けることで犯罪等の常習化防止を図ります。 ○薬物事犯者やその家族に対して、適切な治療や支援を提供するために、保健・医療機関の整備など、薬物依存症からの回復に向けた取組を推進します。



## **第9章 計画の推進体制**

---

- 1 計画の普及・啓発
  - 2 計画の進行管理と評価
  - 3 パートナーシップの構築
-



## 1 計画の普及・啓発

本町の地域福祉を推進していくうえでは、本プランの目指す地域福祉の方向性や取組について、住民、事業者、活動団体、行政等、計画に関わるすべての人が共通の理解を持つことが重要です。

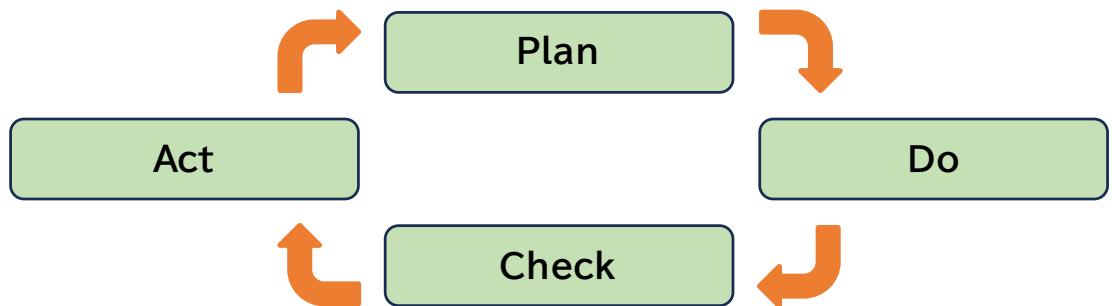
そのため、広報紙や町ホームページなど、各種媒体を通じて、広く住民に計画を周知します。さらに、ボランティア養成講座や生涯学習などの機会を通じて、地域福祉の普及・啓発に取り組みます。

## 2 計画の進行管理と評価

本計画に基づく施策の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検を図り、進行管理及び評価に努めます。

本計画は行政の取組だけでなく、住民、ボランティア団体、関係団体等が協働のもとで推進していく性格が強いことから、これらの代表で構成する「中井町地域福祉計画推進委員会」により公正かつ住民の視点に立った評価を行い、進捗状況や評価の結果を公表するとともに、住民の意見を反映させていきます。

### ■PDCAサイクルによる進行管理



Plan（計画立案）	目標を設定し、目標達成に向けた取組を計画する
Do（実行）	計画に基づき取組を実行する
Check（評価）	取組を実行した結果を把握・分析し、評価する（学ぶ）
Act（修正・改善）	評価に基づき、計画の目標、活動などの改善を行う

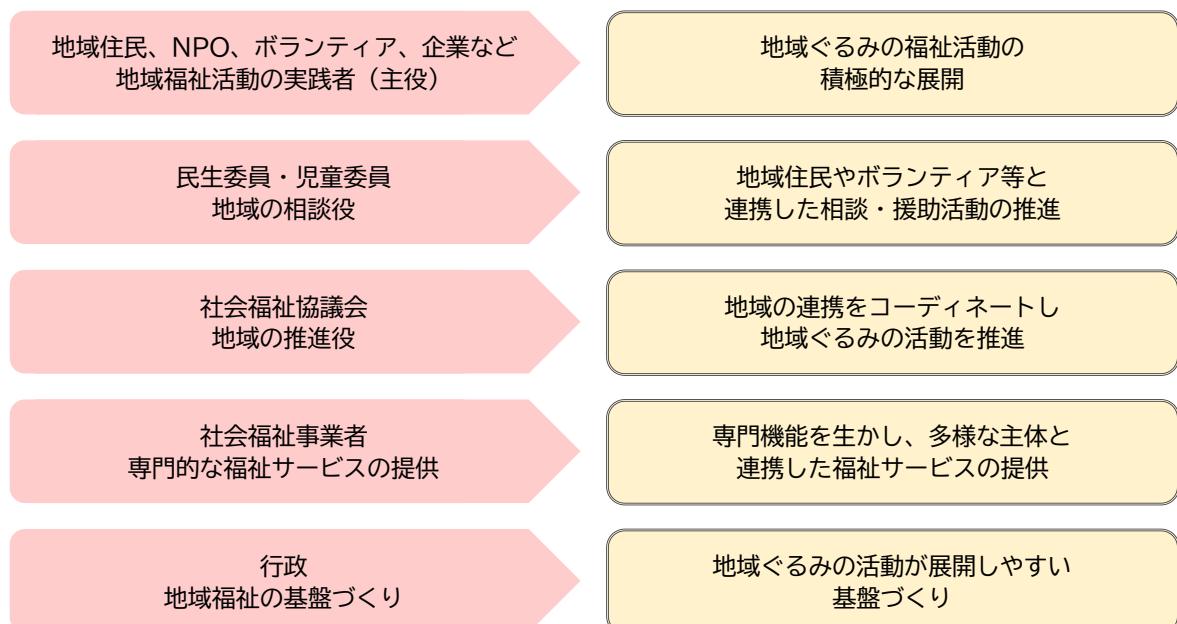
### 3 パートナーシップの構築

地域福祉の活動主体は、地域に暮らす住民一人ひとりです。支え手・受け手という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合いながら、誰もが安心して暮らせるまちを実現するためには、行政の取組に加えて、地域住民と協働で取り組んでいくことが欠かせません。

住民以外にも、地域の中で活動するボランティア団体、NPO、企業、関係団体、関係機関、サービス提供事業者等も、地域福祉の推進にあたって重要な役割を持っています。

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体とのパートナーシップを構築し、それぞれが担うべき役割を認識し、それぞれの役割を果たしながら、効果的な施策の推進を目指します。

#### ■各種団体等の役割



## **資料編**

- 
- 1 計画策定の経過
  - 2 計画策定の組織
  - 3 委員名簿
-



## 1 計画策定の経過

## 2 計画策定の組織

### 3 委員名簿

## 中井町地域福祉総合プラン 2025

発行 中井町  中井町社会福祉協議会

編集 中井町 福祉課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

電 話：0465-81-5548（直通）

F A X：0465-81-5657

ホームページ <http://www.town.nakai.kanagawa.jp>